

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月19日
【事業年度】	第23期（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）
【会社名】	株式会社インターファクトリー
【英訳名】	Interfactory, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 蕪木 登
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目10番2号
【電話番号】	03-5211-0086（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO コーポレートディベロップメント部長 赤荻 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見二丁目10番2号
【電話番号】	03-5211-0086（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO コーポレートディベロップメント部長 赤荻 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2022年 5 月	2023年 5 月	2024年 5 月	2025年 5 月	2026年 5 月
売上高 (千円)	2,283,193	2,487,178	2,595,333	2,864,934	2,862,170
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	34,349	46,949	△28,705	190,994	54,456
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	20,105	22,091	△31,766	137,570	34,345
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	393,583	435,600	435,600	435,600	435,678
発行済株式総数 普通株式 (株)	4,006,100	4,124,400	4,124,400	4,124,400	4,125,700
純資産額 (千円)	1,008,388	1,118,806	1,035,766	1,181,660	1,211,877
総資産額 (千円)	1,499,646	1,704,790	1,799,825	2,113,494	1,993,719
1株当たり純資産額 (円)	251.71	271.27	256.73	292.90	300.29
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	5.03	5.46	△7.76	34.10	8.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益 (円)	4.99	5.08	—	33.97	8.48
自己資本比率 (%)	67.2	65.4	57.6	55.9	60.8
自己資本利益率 (%)	2.1	2.1	—	12.4	2.9
株価収益率 (倍)	200.60	126.37	—	15.71	42.54
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△85,112	130,013	50,278	376,305	145,496
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△276,706	△392,449	△144,513	△175,421	△216,288
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	51,308	188,327	98,726	△30,000	△19,855
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	376,041	301,933	306,424	477,307	386,660
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	144 (42)	151 (49)	157 (26)	157 (19)	163 (25)
株主総利回り (%)	43.8	30.0	20.7	23.3	15.7
(比較指標：東証グロース250指 数) (%)	(58.4)	(65.0)	(53.7)	(64.8)	(71.1)
最高株価 (円)	2,445	1,467	775	591	564
最低株価 (円)	565	664	456	395	361

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

4. 第21期の株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員（休職者を除く）であり、臨時従業員数（パートタイマー、アルバイト、派遣社員）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

7. 当社株式は2020年8月25日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしましたが、2022年4月4日付の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、同日以降の上場金融商品取引所名は、東京証券取引所グロース市場になります。

2【沿革】

当社はインフラの設計構築、ソフトウェアの開発、運用保守まで全てのフェーズでお客様に責任を持ってサービスの提供ができる、インターネット関連のソフトウェア受託会社を目的として、2003年6月に東京都練馬区大泉学園町において創業いたしました。これまでの経緯は次のとおりです。

2003年6月	東京都練馬区大泉学園町において有限会社インターファクトリー設立（資本金3,000千円）
2004年1月	ECサイト構築パッケージ「EC VALUE MARKET」提供開始
2006年7月	株式会社インターファクトリーに組織変更
2007年1月	「EC VALUE MARKET」の名称を「えびすmart」に変更
2007年7月	資本金を10,000千円に増資
2010年1月	「えびすmart」をクラウド型にバージョンアップ（※1）
2012年10月	プライバシーマーク取得（※2）
2013年3月	資本金を90,000千円に増資
2014年12月	「えびすmart」を「ebisumart」へ名称変更
2015年1月	本社を東京都千代田区富士見に移転
2015年8月	I S O／I E C 27001 (I S M S) の認証を取得（※3）
2015年10月	資本金を105,600千円に増資
2015年12月	資本金を116,400千円に増資
2016年5月	本社を現在地に移転
2017年10月	クレジットカード取引に係るデータセキュリティの国際規格P C I－D S S に準拠（※4）
2020年8月	東京証券取引所マザーズに株式を上場、資本金を322,185千円に増資
2020年9月	資本金を386,173千円に増資
2021年3月	資本金を392,929千円に増資
2022年1月	スモールスタート向けクラウドコマースプラットフォーム「ebisumart zero」提供開始
2022年3月	資本金を393,583千円に増資
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所グロース市場へ市場変更
2023年1月	ECコンサルサービス「ebisu growth」提供開始
2023年1月	資本金を414,964千円に増資
2023年2月	資本金を427,259千円に増資
2023年3月	資本金を434,588千円に増資
2023年4月	資本金を435,600千円に増資
2023年8月	ハイエンドモデルのコマースデータプラットフォーム「ebisu commerce」提供開始
2025年1月	サービス名及びサービスロゴの刷新 「ebisumart」を「EBISUMART」へ名称変更 「ebisumart zero」を「EBISUMART Lite」へ名称変更 「ebisu commerce」を「EBISUMART Enterprise」へ名称変更 「ebisu growth」を「EBISU GROWTH」へ名称変更
2025年2月	ECサイトの商品情報を一元管理する「EBISU PIM」提供開始
2025年8月	資本金を435,678千円に増資

【用語解説】

※1. クラウド型

ソフトウェアを利用者（顧客）側に導入するのではなく、提供者（サーバー）側で稼働しているソフトウェアを、インターネット等のネットワーク経由で利用者にサービスとして提供し、シングルシステム・マルチテナント方式になっているものを指します。

※2. プライバシーマーク

プライバシーマークとは、個人情報の保護措置について一定の要件を満たした事業者などの団体に対し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（J I P D E C）が使用を許諾する登録商標であります。

※3. I S O／I E C 27001 (I S M S)

国際標準化機構（I S O）と国際電気標準会議（I E C）が共同で策定する情報セキュリティ規格で、情報資産の保護、利害関係者からの信頼を獲得するための“セキュリティ体制の確保”を目的としたフレームワークとなります。

※4. P C I－D S S

カード会員情報の保護を目的として、国際ペイメントブランド5社（アメリカンエクスプレス、D i s c o v e r、J C B、マスターカード、V I S A）が共同で策定したカード情報セキュリティの国際統一基準です。

3【事業の内容】

当社は「関わる従業員、お客様、取引先様の幸せを実現する」ことを企業理念に掲げ、事業運営を行っております。その実現のために「コマースを進化させる」をスローガンに、クラウドコマースプラットフォームの提供に加え、複数の事業を展開し、サービスの提供を行っております。

具体的にはECシステムの構築及び運用保守を行う「クラウドコマースプラットフォーム事業」、EC事業者の事業ステージや事業領域に合わせて最適なソリューションを提供する「ECビジネス成長支援事業」及びEC事業者のバックエンドの情報とフロントエンドの情報を統合・分析するプラットフォームを提供する「データ利活用プラットフォーム事業」を展開し、EC事業者のみならず幅広いニーズに応えるとともに、収益手段の多様化を図っております。

(1) クラウドコマースプラットフォーム事業の事業内容について

クラウドコマースプラットフォーム事業として、クラウドコマースプラットフォーム「EBISUMART」、「EBISUMAT Lite」、「EBISUMART BtoB」、「EBISUMART Enterprise」に係る①システム受託開発サービス、②システム運用保守サービス、③その他のサービスの3つのサービスを提供しております。

①システム受託開発サービス（フロー）

通常、ベンダーの環境に依存するクラウド型サービスでは個別の要望に応じるカスタマイズの自由度は大幅に低くなりますが、「EBISUMART」はクラウド型サービスでありながらカスタマイズが可能であるという特徴を有しております。当社はシステム導入に際し顧客の要望に応じてカスタマイズを実施することが一般的であるほか、システム導入後につきましても新たな機能追加等の依頼に応じて追加カスタマイズを行います。

カスタマイズ業務におきましてはプロジェクト・マネジメント制を採用し、要件定義から設計、開発、テスト、納品まで同一のメンバーが担当することにより品質強化はもちろん、障害発生時の対応も迅速且つ効率的に行える体制とし、顧客に安心・安全を提供できるよう取り組んでおります。

これらの業務に対し、カスタマイズ料という形で報酬を受領するフロー型ビジネスとなっております。

②システム運用保守サービス（ストック）

クラウドコマースプラットフォーム上に顧客の店舗がオープンした後は、顧客のサポートを専門に行うECコンシェルジュによるきめ細かな保守サービス、セミナーの開催や、サポートチームによるコンサルティング等の各種サポートサービスを通じて個々の顧客に対し最適なサービスの提供に努めております。また、クラウド型の利点を生かし、毎週機能の追加、更新、修正等を行い、顧客に対し常に最新・最適なサービスの提供に努めております。これらの業務に対し、月額利用料という形で報酬を受領するストック型ビジネスとなっております。

報酬の内訳は、「基本料金」、「変動料金」、「その他」で構成されており、それぞれの内容は以下のとおりとなっております。

区分	内容
基本料金	月額固定料金で、基本的な保守サービスの対価であります。
変動料金	各顧客のシステム利用状況に応じて課金する料金であります。
その他	オプションサービスの利用料等であります。

③その他のサービス

既存顧客に対し、提携先企業の各種サービス（ディスプレイ広告サービス、商品のレコメンド機能、各種分析機能等）の紹介や当社メディアへの広告掲載等の各種サービスを提供しております。

1)クラウドコマースプラットフォーム「EBISUMART」の特徴について

「EBISUMART」は、「拡張性・最新性・安心性」の3つの特性により、中規模から大規模のEC事業者のニーズに最適なソリューションを提供しております。

■拡張性

「EBISUMART」はASPサービス（注1）の「システムが古くならない」メリットとパッケージソフトの「他システムとの連携等のカスタマイズができる」メリットの両方を備えており、クラウドサービスでありながら顧客の様々な要望に柔軟に対応することが可能です。

■最新性

パッケージソフトは時の経過とともに陳腐化していきませんが、「EBISUMART」は機能の追加やアップデートを毎週行っており、全ての顧客は常に最新・最適なサービスを利用することが可能です。

■安心性

システムの利用状況に応じてサービス提供の基盤であるインフラ環境を柔軟に変更することが可能となっており、最適かつ無駄のない状態に保つことができるため、一時的な高負荷にも対応することが可能です。また、通常のセキュリティ対策に加え、通信の監視・ブロックを行うオプションも利用可能となっており、安心してシステムを利用いただくことが可能です。



販売体制としましては顧客ニーズを的確に把握できるダイレクトセールスを主体としておりますが、API（注2）を公開することによりプラットフォームのオープン化を進め、パートナー開拓を通じた事業拡大のための基盤構築を進めるとともに、パートナープログラム「EBISUMART ecosystem」を展開し、パートナー企業に「EBISUMART」上で動作するEC支援サービスアプリケーションの開発環境を提供しております。これによりパートナー企業にはEC支援サービスアプリを製作する機会を提供し、顧客企業には幅広いEC支援サービスを受ける機会を提供します。各パートナーの機能及び役割は以下のとおりとなっております。

① OEMパートナー

「EBISUMART」をOEM商品として第三者に販売します。

② ソリューションパートナー

「EBISUMART」の販売代理業務に加え、エンドユーザーに対し「EBISUMART」のカスタマイズ業務を行います。

③ セールスパートナー

「EBISUMART」の取次店業務及び販売代理店業務を行います。

④ アプリケーションパートナー

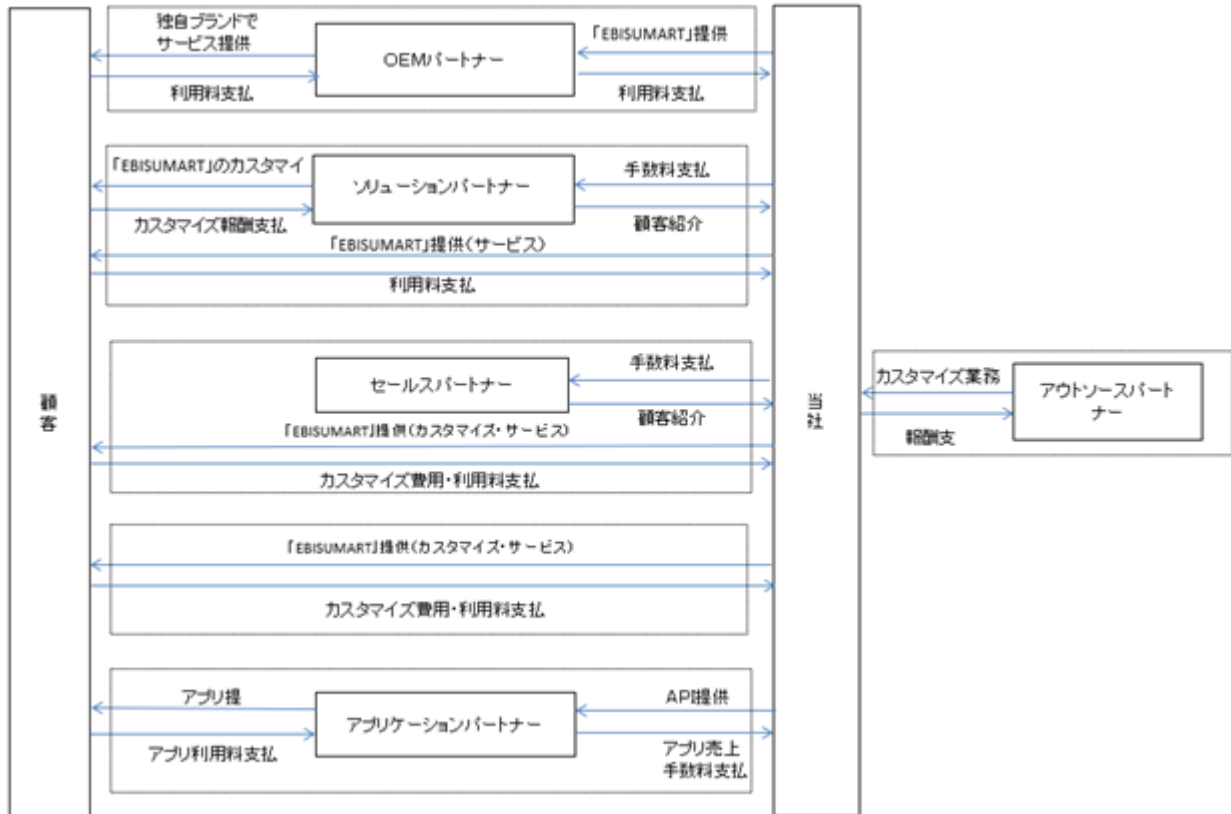
「EBISUMART」カスタマイズ用アプリケーションの開発及び販売を行います。

⑤ アウトソースパートナー

当社の委託を受け、「EBISUMART」のカスタマイズ業務を行います。

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- (注1) アプリケーションサービスプロバイダのことで、インターネットを介したサービス提供で、すぐに導入でき、コストが安くシステムが古くならないメリットはありますが、カスタマイズができない点がデメリットであります。
- (注2) アプリケーションプログラミングインターフェースのことで、あるコンピュータプログラムの機能や管理するデータ等を外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式等を定めたものであります。

2)ハイスペックのクラウドコマースプラットフォーム「EBISUMART Enterprise」について

EC市場拡大と弊社既存顧客の成長を見越し、EC流通総額が更に大きい大規模顧客層をターゲットにした、ハイスペックの新たなクラウドコマースプラットフォーム「EBISUMART Enterprise」のサービス提供を本格的に開始いたしました。事業規模の拡大により、データ処理の高速化や外部システムとの連携強化へのニーズに対応するシステムとなり、これにより大規模事業者まで幅広い顧客層をカバーすることが可能となっております。さまざまなチャネルのデータを収集・蓄積し、在庫管理や受注～出荷処理などのEC運営業務を自動化するクラウド型の統合業務管理システムとなり、従来対応できなかった顧客層にもアプローチしてまいります。

さまざまなチャネルのデータを収集・蓄積し、在庫管理や受注～出荷処理などの
EC運営業務を自動化するクラウド型の統合業務管理システムです。



(2) ECビジネス成長支援事業の事業内容について

EBISU GROWTHは、自社EC、モール、越境問わず「ECの役割の明確化、事業計画の策定」「チャネル選定からサイトの構築」「ECの根幹となる運用業務の支援、効率化」「集客・認知拡大に繋げる施策の企画提案」「物流・倉庫の構築、改善、効率化」にいたるまで、EC戦略フェーズから運用までを、事業状況に合わせ一貫して事業の成長を支援するサービスです。EBISU GROWTHの強みは下記3つとなります。

①圧倒的な経験に基づいた運用支援

現場担当者への正確なヒアリングから運用面での課題を可視化します。また、EC戦略から現場業務までを習熟した経験者が業務の効率化を図り、運用の最適化を支援するとともに、運用代行も可能とします。

②フルフィルメントの最適化

ECにおいて非常に重要な要素の1つであるフルフィルメント（在庫管理、物流、撮影業務）を、経験豊富なメンバーが要望や状況に合わせた提案をし、全国の倉庫選定を含め、費用や業務の最適化を可能とします。

③自社越境ECサイトの構築

越境ECなど、需要が高まり続ける参入難易度の高い海外市場にも、事業のグローバル化という形でオールインワンでの支援を可能とします。

具体的なサービス内容としては、EC事業を継続的に発展させることを目的とした「EC戦略PM支援サービス」と、各ECモールに特化した支援を行う「ECモール特化型運営支援サービス」という2つのサービスを軸に提供を行っております。また直近では、EC運用の生産性を高めるAI活用EC運用代行サービス「EBISU AGENT」を提供開始し、全カート・モール対応、商品登録からLP制作まで幅広いEC運用業務をカバーしております。

EC戦略PM支援サービス

ECは「構築する」ことが目的ではなく、構築後「EC事業を継続的に発展させる」ことが本質的な目的です。

ebisu growthは「EC戦略PM」が顧客のEC事業責任者の代わりに戦略→構築→運用のPDCAを回し、事業の継続的な成長を支援します。



ECモール特化型運営支援サービス

ECの店舗運営は商材・企業体制によってそれぞれ適切な戦略が求められます。

取り扱い商材の特性・企業様の経営状況、体制を十分に踏まえた上で経営戦略的にアプローチし、短期・中期・長期で各チャネル（Amazon、楽天市場、Yahoo!ショッピング、Qoo10）に合わせ成果につながるEC運営のサポートを行います。

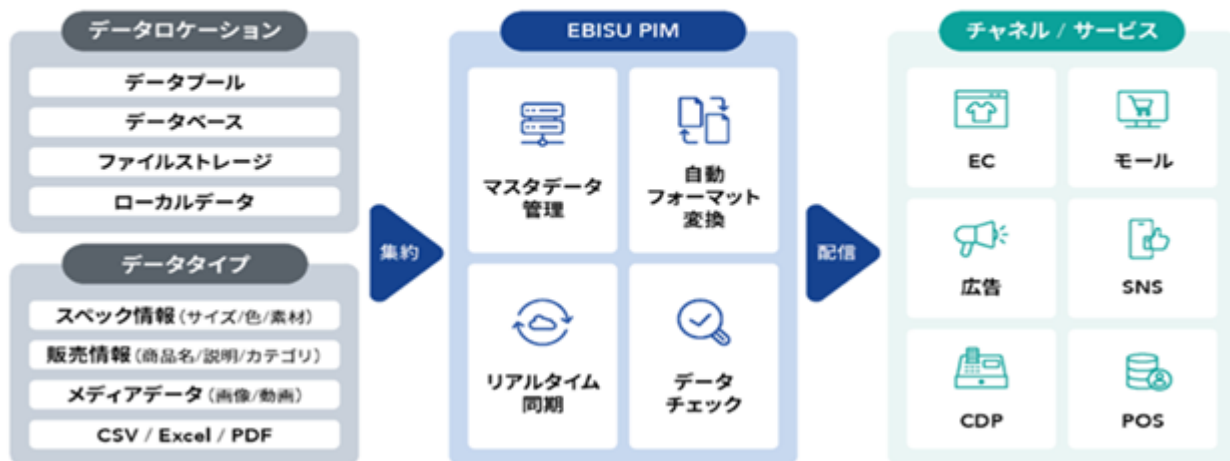


(3) データ利活用プラットフォーム事業

EC事業者の基幹システムと各販売チャネルにおけるデータをシームレスに繋ぎ、リアルとネットにおけるデータの一元管理及び分析、活用を可能とする「データ利活用プラットフォーム」の提供を目指しております。新規プロダクトとして、事業者が持つ各種商品情報を一元管理し、EC業務の効率化と商品価値の最大化を実現する商品データ統合プラットフォーム「EBISU PIM (エビスピム) ※」を提供しております。

※PIMとは、Product Information Managementの略で事業者が持つ商品情報を統合し、信頼性の高い魅力的な商品コンテンツを作成、管理することができるシステムを指します。

商品データの統合管理を実現し、販売チャネルや他のシステムへデータをシームレスに配信するための**商品データ統合プラットフォーム**です。



「EBISU PIM」の主な機能は下記となります。

1 マスタデータ管理



他のシステムに分散している商品情報を1つの商品データに統合してマスタデータとして管理できます。

2 商品メディア管理



商品に関連する画像や動画などのメディア情報を、商品とセットで管理できます。

3 データ連携



各システムへの連携機能を提供します。データマッピングは管理画面上で、ノーコードで設定できます。

4 データ項目管理



お客様の業務や運用、お使いのシステム構成に合わせて柔軟にデータ項目を設定できます。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「関わる従業員、お客様、取引先様の幸せを実現する」ことを企業理念に掲げ、事業運営を行っております。その実現のために「コマースを進化させる」を事業目的とし、クラウドコマースプラットフォーム「EBISUMART」をはじめとしたサービスの提供を行っております。

(2) 経営環境及び経営戦略等

当社は、EC関連サービスが多様化かつ複雑化する近況を鑑み、ECシステムの構築及び運用保守を行う「クラウドコマースプラットフォーム事業」、EC事業者の事業ステージや事業領域に合わせて最適なソリューションを提供する「ECビジネス成長支援事業」及びEC事業者のバックエンドの情報とフロントエンドの情報を統合・分析するプラットフォームを提供する「データ利活用プラットフォーム事業」を展開し、EC事業者の幅広いニーズに応えるとともに、収益手段の多様化を図っております。また、新しいプロダクトに対する投資も積極的に行っております。

「クラウドコマースプラットフォーム事業」においては、既存顧客の満足度向上及び新規顧客の開拓を図るため、組織改編等により営業部門を強化することでシステム受託開発売上の新規獲得並びに運用保守売上の積み上げに努めてまいりました。また、「EBISUMART」をより信頼性の高いECプラットフォームとするため、情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001の認証取得やクレジットカード業界における国際セキュリティ基準であるPCI-DSSへの準拠証明の取得も継続して行っておりまゐりました。さらに、EC市場拡大と弊社既存顧客の成長を見越し、EC流通総額が更に大きい大規模顧客層をターゲットにした、ハイスpekの新たなクラウドコマースプラットフォーム「EBISUMART Enterprise」を展開し、これにより小規模事業者から大規模事業者まで幅広い顧客層をカバーすることが可能となっております。

「ECビジネス成長支援事業」においては、ECモール及び自社ECサイトを運営する全ての事業者様を対象とした、EC事業の成長を戦略立案から実務まで一貫通貫で支援するサービス「EBISU GROWTH」について、マーケティング戦略の見直しによるコストの適正化を進めながら、営業体制及びパートナー戦略の強化に取り組んでおります。また、過去1年間の営業活動を通じて発見した市場ニーズにマッチした新サービスを複数構築し、サービスラインナップを拡充することで一層の収益拡大を目指してまいります。

「データ利活用プラットフォーム事業」においては、各ECサイトにおける商品情報を一元管理し、各販売チャネルにおける統一された正確な情報を提供することで、EC業務の効率化と商品価値の最大化を実現する「EBISU PIM（エビス ピム）」の拡販に向けてプロダクトのブラッシュアップや営業体制の強化を行っております。事業規模に関わらず事業のDXを推進する際に必要となるデータの統合及び活用というニーズに応えるサービスとして、既存・新規のクライアントを問わず積極的にアプローチしてまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は経営指標としてシステム受託開発の受注金額及びシステム運用保守のARPU（顧客単価）を重要な経営指標と位置付けております。各業種の上位企業をターゲットとして事業活動を行うことでGMV（流通総額）の最大化を図り、併せて利用顧客のARPUを着実に積み上げることで売上高及び利益の安定的な成長を実現し、継続的な企業価値の向上を目指します。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

優先的に対処すべき事業上の課題は以下のとおりです。優先的に対処すべき財務上の課題はありませんが、今後の事業拡大に備え営業キャッシュ・フローの改善等により財務体質の強化を図ってまいります。

1) クラウドコマースプラットフォーム事業

① オープンプラットフォーム化の推進

APIを公開し、当社のパートナー企業が広く「EBISUMART」のカスタマイズに参加できる環境を整備することにより、パートナー開拓を通じた事業規模の拡大を進めてまいります。

また、パートナー企業に対しパートナープログラム「EBISUMART ecosystem」を展開することで、オープンプラットフォームとしての地位を明確化し、パートナー企業との連携を強固なものとするにより顧客に対するサービス内容の向上を図ってまいります。

② 顧客満足度の向上

a. 標準・オプション機能の追加開発

ECサイト構築プラットフォームという特性から、他社サービスと比較して機能的な優位性を維持する必要があります。顧客ニーズを注意深く収集し、他社システムに対する優位性を確保すべく機能開発を積極的に進め、標準又はオプション機能（有償）として提供してまいります。顧客の選択肢のトップとなるサービスを目指し、マーケットインの開発をベースとし、継続して機能の拡充に取り組んでまいります。

b. BtoB－ECサービスの拡充

国内におけるBtoB-EC市場の拡大に対応するため、従来の「EBISUMART」の標準機能をBtoB-EC向けに見直し、BtoBの商習慣に合わせた機能を充実させた「EBISUMART BtoB」の拡販を進めてまいります。製造業向けに特化した展示会へ出展するなど認知度の向上を図るとともに、機能の拡充によるサービス力の強化を行ってまいります。

c. ハイスペックのクラウドコマースプラットフォームの提供

EC市場拡大と既存顧客の成長を見越し、EC流通総額が従来より大きな顧客層に対応可能なハイスペックのクラウドコマースプラットフォーム「EBISUMART Enterprise」の提供を本格的に開始しており、提携するパートナーとともに、新たな顧客層へアプローチを進め、引き続きクラウド型ECプラットフォーム市場においてシェアの拡大に努めてまいります。

d. 品質改善・セキュリティ対策

さらなるプログラムの品質向上を目指し、品質管理体制の強化、自動テストの導入などを実施し安定稼働とパフォーマンスの向上を目指します。また、引き続きISO／IEC27001の認証、PCI－DSSへの準拠継続を含め、セキュリティ面の強化にも積極的に取り組んでまいります。

③営業力の強化

a. パートナーネットワークの構築

「EBISUMART」の販売代理店となるセールスパートナー、「EBISUMART」を利用したSI（システムインテグレーション）を行うソリューションパートナー、「EBISUMART」を自社ブランドで提供するOEMパートナー、当社が受託したシステムの開発や当社サービスを用いたECサイトのデザインを委託するアウトソースパートナー、「EBISUMART」向けのアプリケーションを開発するアプリケーションパートナーの開拓を引き続き行い、当社サービスの普及拡大を推進してまいります。また、中・小規模EC事業者向けサービス「EBISUMART Lite」、BtoB特化型サービス「EBISUMART BtoB」、ハイエンド層向けサービス「EBISUMART Enterprise」の拡販のため、各パートナーと協力体制を構築し、幅広い顧客層にアプローチしてまいります。

b. ブランディング・広告販売の強化

当社サービスの知名度をさらに高めるため、引き続き積極的なセールスプロモーション及びPRを行い、ブランド力の向上に努めてまいります。

c. 人材の確保・育成について

当社はインターネットを通じたコンピュータサービスの提供を行っており、全てのサービスが直接的に人の手で構築運用されております。そういった環境の中で高度なシステムエンジニアリング及びコンタクトセンターサービスを提供する必要があるため、有能な人材の採用及び継続的な教育は経営上の最重要課題として位置付けております。

d. 顧客ニーズの収集体制強化

従来よりECコンシェルジュという専任のサポートスタッフによるコンタクトセンター運用を通じ、顧客満足度の向上を図ってまいりましたが、更なる顧客満足度の向上のためカスタマーサクセスチームを設置し、主体的に顧客のニーズを収集できる体制を構築いたしました。今後は収集した情報を基に顧客満足度及び品質の向上を図ってまいります。

e. エンジニアの強化

顧客のサイト新規オープン並びに運用後の修正作業について、アウトソースパートナーへの開発委託を積極的に推進する一方で、引き続きコアプロダクトは品質及びスピードを重視し社内で開発を行っていくため、継続的なエンジニアの採用及び教育を推進してまいります。

④収益力の強化

a. ストック収益の拡大

当社は収益力を強化するために、ストック収益であるシステム運用保守売上を最大化するため、新規店舗の獲得に努めてまいります。

b. プロジェクト・マネジメントの強化

現在比較的大規模のプロジェクトが増えており、不採算案件の発生は収益を大きく毀損することになるため、プロジェクト・マネジメントの強化を図り、不採算案件を発生させない取り組みを強化してまいります。

c. レベニューシェアプランの推進

クラウドコマースプラットフォームの料金体系として、事業者様の売上に比例した課金体系とする「レベニューシェアプラン」の推進を行い、事業象者様の売上拡大とともに、安定した収益の確保を目指してまいります。

2) E Cビジネス成長支援事業

①「EBISU GROWTH」サービスの拡販

E Cモールおよび全ての自社E Cサイトを運営する事業者様を対象とした、E C事業の成長を戦略立案から実務まで一貫通貫で支援するサービス「EBISU GROWTH」について、マーケティング戦略を見直すことでコストの適正化を進めつつ、営業体制とパートナー戦略を強化し、更なる拡販に努めてまいります。

②サービスラインナップの拡充

過去1年間の営業活動を通じて発見した市場ニーズにマッチした新サービスを複数構築し、サービスラインナップを拡充することで一層の収益拡大を目指してまいります。年商1億円～100億円のE C事業者を対象に、コンサルティング・運用代行・集客支援の3領域を一体的に提供することで、クライアント数25社～30社、売上高1.5億円～1.8億円を当面の目標として取り組んでまいります。また、将来的にはA Iエージェント（S a a S型）の立ち上げにより非連続な成長を目指してまいります。

3) データ利活用プラットフォーム事業

①EBISU PIMの拡販

E C業務の効率化と商品価値の最大化を実現する「EBISU PIM（エビス ピム）」を拡販してまいります。グローバルP I M市場がC A G R15～20%で成長する中、日本市場における導入率はいまだ13%程度と世界平均を大幅に下回っており、大きな成長機会があると認識しております。優先ターゲットとしてエンタープライズ案件、既存EBISUMART顧客（800社超）及び複数チャネル連携案件を重点的に開拓し、営業及び開発の体制を強化し、収益確保に努めるとともに、積極的な情報発信によりサービスの認知度向上を図ってまいります。

②機能の拡充

顧客要望を標準機能に還元する「受注→導入→標準機能化」のサイクルを確立し、競争優位性を高めてまいります。商品情報管理（P I M）の基盤機能を継続的に拡充し、E C・モール・E R P・W M Sなど多様なシステムとのデータ連携機能を強化することで、あらゆる規模のE C事業者に対応可能なサービスの実現を目指してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス及びリスク管理

当社は、経営の効率化を図ると共に、透明性及び客観性を高め、健全な事業活動を行っていくことで企業価値を継続的に高められると考えており、その実現のために内部統制の仕組、コンプライアンス体制及びリスク管理体制を強化し、コーポレート・ガバナンスを充実させることが重要な経営課題であると認識しております。

サステナビリティに関連するリスク及び機会についても、上記の経営管理体制の中で監視及び管理する体制としております。具体的には、取締役会が原則として毎月1回開催され、経営上の重要な事項に関する意思決定及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、サステナビリティに関連する重要な事項についても同会において報告・監督を行う体制としております。また、情報セキュリティについては、取締役CISOを委員長とする情報セキュリティ委員会を毎月開催し、専門的な監視を行っております。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4コーポレート・ガバナンスの状況等 (1)コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

また、継続的に企業価値を高めていくために、当社の成長段階に応じた有能な人材の確保・育成を含む人材への積極的な投資が不可欠であり、重要な経営課題として認識しております。

当社は、リスク回避及びリスク顕在化時の損害の最小化を目的に、「リスク管理規程」を定めるほか、従業員に共有している「インターファクトリーガイドブック」に災害やトラブル発生時の対応手順を明記するなど社内への周知徹底を図っております。また、代表取締役直轄の内部監査担当が主導し、年1回外部要因及び内部要因に基づく全社的リスク及び機会を特定するとともに、各セクションの責任者を交えて網羅的に分析と評価を行っており、各リスク及び機会の洗い出し及び対応方針の策定を行っております。この過程においては、人的資本、情報セキュリティ等のサステナビリティに関連するリスク及び機会についても識別・評価の対象としております。

各リスクの評価に変更があった場合には、マネージャー会議にて報告するとともに、特にリスクが高いと判断された項目については、対応方針を全社共有し、重点的に対応を行っております。また、当社にとって重要である情報セキュリティ及び品質リスクについては、各専門委員会を設けて月次で協議し、監視及び改善活動を行っております。また、知的財産権の保護についても重要な課題であると認識しており、新たな発明時の特許取得やサービスの新規開始時における商標登録などを適切に実施し、権利の保全を適切に行っております。

(2) 戦略並びに指標及び目標

当社は、上記(1)のガバナンス及びリスク管理の枠組みを通じて重要性を判断した結果、現時点においては、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備を、対処すべき重要なサステナビリティ課題として識別しており、その戦略並びに指標及び目標は次の(3)及び(4)のとおりであります。

(3) 人材育成及び社内環境整備に関する方針

当社の人材の育成及び社内環境整備に関する方針として、様々な人材が多様な働き方で能力を最大限に発揮できるようにフレックス勤務やリモートワーク、時短勤務などの体制を整えるとともに、人材の育成という面では、自己啓発支援制度、師弟制度、メンター制度、資格取得支援制度、異動に関する自己申告制度に加えて、新規事業を新たに展開するなど活躍できる場を拡げることにより、人材の育成に努めております。また、主体的かつオープンで安心な環境を構築するために、各従業員が一定の裁量を持ったティール組織を導入し、働きやすい環境作りを進めております。一方、福利厚生に関しては、従業員の資産形成を支援するため確定拠出年金制度や従業員持株会制度を導入しております。なお、現場の力量向上を目的として、専門資格取得の推奨やスキルマップの作成及び共有を行っております。

人材の採用及び維持に関する方針として、新入社員及び中途入社社員に対する研修の実施をはじめ、リーダー層となる中堅社員への幹部教育を通じて優秀な人材の確保・育成に努めるとともに、社内研修等を通じた役職員間のコミュニケーションの促進により、定着率の向上を図っております。

(4) 指標及び目標

人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標及び目標について、当社では、全社員に占める女性の割合と比較して、全管理職に占める女性の割合は低い状況であり、女性の活躍推進により、多様性を促すことが課題であることから、下記の指標を用いております。当該指標における目標及び実績は次の通りであります。

指標	目標 (2026年度末まで)	実績 (当事業年度)
管理職に占める女性管理職の割合 (%)	20.0	8.7

なお、上記に加えて、男性労働者の育児休業取得率(当事業年度実績100.0%)を人的資本に関する指標として、「第4 提出会社の状況 5 従業員の状況等 (2)従業員の状況」において記載しております。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示をしております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書の本項以外の記載内容も併せて慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項につきましては、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 市場及び事業環境に関するリスク

①EC市場の動向

当社はECサイト構築を主たる事業としていることから、B to B及びB to CのEC市場のさらなる増大（流通総額の増大）が成長の基本的な条件と考えております。

経済産業省が2025年8月に公表した「令和6年度電子商取引に関する市場調査」によると、日本国内のB to B及びB to CのEC化率は増加傾向にあり、商取引の電子化が引き続き発展しておりますが、セキュリティの脅威や法規制、その他予期せぬ要因等によって、EC市場が順調に成長しない場合または、インターネット市場そのものが成長しない場合は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

②技術革新について

インターネットにおいては絶え間なく技術革新が起こっており、当社が属するサービス分野でも新しい技術やデバイスを利用したシステムが登場し続けております。これら新しいシステムは、従来は不可能であった機能や、より高度な機能を実装したサービスとして提供することが可能であります。

当社では、常に最新の技術動向へ目を向け、新機能の開発や新サービスの提供に新しい技術等を積極的に導入することにより、当サービスの技術的優位性を維持する努力をしております。

しかしながら、インターネットの技術革新に追従しながら新機能や新サービスを提供し続けるためには、それを可能にする従業員の確保や育成など、開発体制の強化と維持を欠かすことができず、何らかの要因により当社がそれに耐えうる開発体制の強化と維持が困難になる場合は、技術的優位性を発揮できなくなり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③ソフトウェアの減損について

当社は固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。当社は新たに開発した機能等を無形固定資産に計上しておりますが、将来、技術革新や市場動向の変化等により技術の陳腐化やサービスの販売鈍化が発生することで経営環境が著しく悪化し、収益性の低下等減損の兆候が認められ、減損損失を認識すべきであると判定された場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、開発した機能等に資産性が無いと判断された場合、資産計上は認められず、一括費用処理することとなり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容及び当社サービスに関するリスク

①特定のサービスへの依存について

当社はクラウドコマースプラットフォーム「EBISUMART」の運用をしており、主たる収益はECサイトの新規構築時の構築収入（フロー）及び、サービス運用に伴う課金収入（ストック）であります。当事業年度における売上高のほとんどは、構築収入及びサービス課金収入に依存しております。今後、新たな技術革新、社会情勢の変化、法的規制の導入や予期せぬ事象の発生等により、サービスの競争力の低下による獲得店舗数の減少や、サービス運営が困難となった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②競合との競争激化によるリスク

当社サービスの技術的な側面からみた参入障壁は、著しく高いものとは言えず、したがって、資金力、ブランド力を有する大手企業をはじめとする競合他社が参入し、類似サービスを提供する事業者の増加が予想されます。当社といたしましてはAPIを公開してパートナー企業が参加しやすい環境を構築することで業界での地位確立に努めておりますが、価格競争など市場競争が一層激化し、サービス価格の引き下げを強いられる、または市場シェアが低下するなどにより、業績に悪影響を与える可能性があります。あるいは、全く新しい発想や技術を活用した競合サービスが登場し、かつそれが市場に支持されることにより、当社サービスの相対的な優位性が低下した場合、当社の事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

③SLA（サービスレベルアグリーメント）賠償適用によるリスク

当社は、当社サービスの月間の稼働時間及び一定時間あたりの処理速度（一定時間あたりのアクセス数）等の技術的なサービス提供能力について、顧客に対して一定の保証水準を設けており、「利用規約」に定め、あらかじめこれを提示しております。当社は、SLAに定める保証水準を達成できなかった場合には、SLAの賠償条項に基づき、月次利用料金の範囲内で利用料金を減額しなければならず、かかる減額が多額になった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

④システム受託開発売上について

当社の売上のうち、システム受託開発に関する売上につきましては、プロジェクト・マネジメント制を採用しシステムの導入から運用保守まで一貫して1つのチームが対応することによりきめ細かな対応を行うよう努めておりますが、顧客の要望による仕様変更やトラブル等により納期が遅れた場合、売上の計上が遅れ、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、顧客の要望と当社の認識に著しい差異があった場合に、大幅な仕様変更等が必要になることがあり、利益率の低下につながる可能性があります。

（３）システム障害に関するリスク

①システム障害・通信トラブルについて

当社の事業では、サービスの安定的な提供を維持するため、外部の提供するクラウドサービスを通じて当社サービスを提供しております。

当社は、外部のクラウドサービスを、地震、落雷、火災等の災害に対して十分な耐性を有すると判断される施設に限定し、慎重に検討した上で選定しております。

しかしながら、自然災害、火災、コンピュータウィルス、通信トラブル、第三者による不正行為、サーバーへの過剰負荷、人為的ミス等あらゆる原因によりサーバー及びシステムが正常に稼働できなくなった場合、あるいは当社が過去に蓄積してきた商品及び価格情報が消失した場合、当社のサービスが停止する可能性があります。

上記の理由により当社のサービスが停止した場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②プログラム不良によるリスク

開発したプログラムの不具合を原因として、システムに動作不良等が発生し、当社の提供するサービスが中断または停止する可能性があります。

当社では、システムの開発にあたり、綿密な開発計画の策定からテストの実施まで十分な管理を行っており、可能な限りこのような事態の発生を未然に防ぐための開発体制の構築に努めております。

しかしながら、このような事態が頻繁に発生した場合には、当サービスに対する信頼性が失われ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③特定のサーバーへの依存によるリスク

当社のサービスにおいては、AWS（Amazon Web Services, Inc.）をデータセンターとして利用しており、第23期（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）におけるAWSに対するサーバー費用は241,892千円ですが、今後も事業拡大に伴いサーバー費用が増加することが想定されます。障害が生じ代替手段の構築ができずに、サービスが長時間にわたり中断する等の事象が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、AWSの費用はドル建てでの算出であるため、為替の著しい変動によっては、当社の経営成績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及び知的財産等に関するリスク

①法的規制について

当社がサービスを提供する場合、又はサービス提供の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合に、深く関与する法律の一例として、以下のような法律があります。

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」

「特定商取引に関する法律」

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」

「個人情報の保護に関する法律」

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」

「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

当社は、これらの法律を遵守するために必要な社内体制の整備、当社サービスの利用規約の整備等を行っていますが、法律改正等により当社の整備状況に不足が生じ、または当社が受ける規制や責任の範囲が拡大した場合、その後の当社事業及び業績に影響を与える可能性があります。

②個人情報の取り扱いについて

当社サービス内に格納された顧客が保有する個人情報等のデータについては、その閲覧、編集、削除等の一切の管理を顧客が自ら行うものとし、当社は、これらの情報資産を安全かつ効率的に管理するためのプラットフォームを顧客に提供するのみで、当社が自ら顧客のデータの閲覧、編集、削除等の管理を行うことはありません。

しかしながら、当社は、あらかじめ顧客の同意を得て、その依頼に基づき、一時的に顧客保有の個人情報等を預かり、編集等を行うことがあります。

当社は個人情報の取扱いに関する重要性、危険性を十分に認識し、個人情報の適切な管理を実現するために、「個人情報保護規程」を整備しております。さらに、当社のホームページに「個人情報保護方針」を公開し、これら規程及び方針に準拠した行動指針やガイドラインを制定するとともに、役職員への教育、研修を通じて、個人情報を適正に管理する体制の構築に注力しております。

なお、当社は、2015年8月にISO/IEC27001の認証を取得しており、その後継続して更新しておりますが、個人情報の収集や管理の過程等において、不測の事態により個人情報の漏洩等が発生した場合、当社への多額の損害賠償請求やISO/IEC27001認証取消処分または罰金等が課されるなど、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③情報セキュリティ対策の不備によるリスク

当社は、当サービスを提供することで、顧客が保有する多くの情報資産を安全かつ効率的に管理することができるプラットフォームを提供しております。

また当社も事業運営に必要なさまざまな情報資産を保有しており、情報資産を安全に管理することは、重要な経営課題として認識し、適切なセキュリティ対策を講じるよう努めております。

当社では、情報セキュリティマネジメントシステムの整備を進めており、適切な情報セキュリティの実現を図っております。

しかしながら、当社の予測を超える当社サービスへの不正アクセス、データの盗難、紛失等により、または情報セキュリティ対策の不備により、情報資産の漏洩、紛失、改竄等があった場合、当社への多額の損害賠償請求や認証資格の取消処分または罰金等が課される可能性があり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

④知的財産権について

当社は、知的財産権の保護をコンプライアンスの観点から重要な課題であると認識しており、専門家と連携して可能な範囲で調査対応を行っております。伴って、競争力の源泉としての知的財産への投資・活用が持続可能な価値創造につながると考え、現在までに3件の特許を取得しております。今後においても、知的財産の活用は、他社との差別化、価格決定力の維持・強化にもつながると考え、新たな発明がなされた際には特許の取得を検討してまいります。また、新たなサービスの開始時やプロダクトの完成時には商標登録を適時行い、権利保全を行っております。

当社が提供する「EBISUMART」の一部について第三者が所有権を有するソフトウェアを使用しておりますが、当該第三者との間で使用許諾に係る覚書を締結しており、第三者の特許権、著作権等の知的財産権の侵害は無いと認識しております。しかしながら、ソフトウェア開発事業において第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社の事業領域に関連する知的財産権について第三者の特許取得が認められた場合、あるいは将来特許取得が認められた場合、当社の事業遂行の必要上これらの特許権者に対して使用料を負担する等の対応を余儀なくされる可能性があります。この場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) プラットフォーム開発に係る投資によるリスク

当社は、新機能の開発及び新サービスの提供を目的として、積極的にクラウドコマースプラットフォームやデータ活用プラットフォームに係る開発活動を実施し、新たに開発した機能等を無形固定資産に計上しております。当社は、常に最新の技術動向へ目を向け、新機能の開発や新サービスの提供に新しい技術等を積極的に導入しているため、資産計上に当たっては、開発計画策定時に、新たに開発しようとする機能等が技術的に実現可能であり、顧客への提供が確実であると見込まれることが重要と認識しております。そのため、開発計画を取締役会等で承認するとともに、開発計画に従って開発作業が進捗しているか、開発中の大幅な修正費用等が発生していないかを適時確認し、資産計上が適切に行われているかを検証しております。

しかしながら、予測不能な外部環境の変化や開発体制・開発方針の変更により、想定していた資産計上がなされない可能性があります、この場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 事業運営体制に係わるリスク

①特定の人物への依存について

当社の創業者であり大株主でもある代表取締役社長兼CEO蕪木 登は、当社の強みである事業の創出やノウハウを蓄積しており、事業の推進において重要な役割を果たしております。

当社は、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を目指し、幹部人材の育成及び強化を進めております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の業務執行ができない事態となった場合には、当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

②人材の確保及び育成

当社において優秀な人材の確保、育成及び定着は今後の業容拡大のための重要課題であります。新入社員及び中途入社社員に対する研修の実施をはじめ、リーダー層となる中堅社員への幹部教育を通じ、将来を担う優秀な人材の確保・育成に努め、社内研修等を通じて役職員間のコミュニケーションを図ることで、定着率の向上を図っております。しかしながら、これらの施策が効果的である保証はなく、必要な人材を採用できない場合、また採用し育成した役職員が当社の事業に寄与しなかった場合、あるいは育成した役職員が社外流出した場合には、優秀な人材の確保に支障をきたし、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) その他リスク

①新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。また、当社では今後も新株予約権の付与を行う可能性があり、この場合、さらに1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は17,800株（発行済株式総数4,125,700株の0.4%）であります。

②配当政策について

当社では、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を勘案して、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。しかしながら、当社は本書提出日現在成長過程にあり、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先して、創業以来無配当としてまいりました。

現在は、内部留保の充実に努めておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

③AIの活用について

当社では従業員の各業務においてAIの活用を積極的に推進しております。プロダクトの開発や運用についても同様であり、より効率的かつ正確な業務遂行を目的としてAIを活用しております。一方で、AIの誤情報（ハルシネーション）や誤作動、また情報漏洩のリスクには注意が必要であり、ガイドライン等を策定し対策を講じております。しかしながら、リスクを完全に排除することは困難であり、万が一システムに重要な影響を及ぼすプログラムの誤りや重要な機密情報の漏洩が発生した場合には、当社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、AIによる技術革新や競合他社による画期的なAI活用サービスの提供により、当社の既存サービスの競争力が相対的に低下する可能性があります。テクノロジーの進化に対して迅速かつ適切に対応できない場合、当社の市場シェアの低下や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態の状況

(資産)

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末と比べ119,775千円減少し、1,993,719千円となりました。主な要因は、現金及び預金が90,647千円減少したこと、ソフトウェア(ソフトウェア仮勘定含む)が20,992千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末と比べ149,991千円減少し、781,842千円となりました。主な要因は、税引前当期純利益の減少に伴い未払法人税等が78,247千円減少したこと、未払費用が20,117千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末と比べ30,216千円増加し、1,211,877千円となりました。主な要因は、当期純利益を34,345千円計上したこと等によるものであります。この結果、自己資本比率は60.8%（前事業年度末は55.9%）となりました。

②経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復しています。一方で、中東情勢の影響によっては、国内の景気を下押しするリスクがあります。また、物価の上昇や為替の著しい変動による過度な円安等は経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、金融資本市場の変動には引き続き十分注意する必要があります。

当社は、EC関連サービスが多様化かつ複雑化する近況を鑑み、ECシステムの構築及び運用保守を行う「クラウドコマースプラットフォーム事業」、EC事業者の事業ステージや事業領域に合わせて最適なソリューションを提供する「ECビジネス成長支援事業」及びEC事業者のバックエンドの情報とフロントエンドの情報を統合・分析するプラットフォームを提供する「データ利活用プラットフォーム事業」を展開し、EC事業者の幅広いニーズに応えるとともに、収益手段の多様化を図っております。また、新しいプロダクトに対する投資も積極的に行っております。

事業セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

<クラウドコマースプラットフォーム事業>

「クラウドコマースプラットフォーム事業」においては、既存顧客の満足度向上及び新規顧客の開拓を図るため、組織改編等により営業部門を強化することでシステム受託開発売上の新規獲得並びに運用保守売上の積み上げに努めてまいりました。また、「EBISUMART」をより信頼性の高いECプラットフォームとするため、情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001の認証取得やクレジットカード業界における国際セキュリティ基準であるPCI-DSSへの準拠証明の取得も継続して行っておりまいりました。さらに、EC市場拡大と弊社既存顧客の成長を見越し、EC流通総額が更に大きい大規模顧客層をターゲットにした、ハイスペックの新たなクラウドコマースプラットフォーム「EBISUMART Enterprise」を展開し、これにより小規模事業者から大規模事業者まで幅広い顧客層をカバーすることが可能となっております。

このような状況の中、システム運用保守売上については、既存店舗のGMV（流通取引総額）及びPV数（ページ閲覧数）が拡大し、前年度を上回って推移しました。一方、システム受託開発売上については、新規受注の獲得が想定を下回り、前年度を下回る結果となりました。また、原価の管理を各部署で徹底するとともに作業の効率化を継続的行った結果、クラウドコマースプラットフォーム事業の売上高は2,731,745千円（前年同期比4.4%増）、セグメント利益は840,868千円（前年同期比3.1%減）となりました。

<ECビジネス成長支援事業>

「ECビジネス成長支援事業」においては、ECモール及び自社ECサイトを運営する全ての事業者様を対象とした、EC事業の成長を戦略立案から実務まで一貫通貫で支援するサービス「EBISU GROWTH」について、マーケティング戦略の見直しによるコストの適正化を進めながら、営業体制及びパートナー戦略の強化に取り組みました。また、広告運用代行サービスについては、従来より当社が主体となって役務提供を実施しておりましたが、生産性を考慮し、2026年5月期からパートナー企業に委託する取次業務として実施しており、当社が受領する広告出稿運用手数料を売上高として純額計上しております。その結果、サービスの受注は堅調に推移し、セグメント利益の黒字を確保いたしました。この結果、ECビジネス成長支援事業の売上高は129,725千円（前年同期比47.5%減）、セグメント利益は4,359千円（前年同期はセグメント損失12,683千円）となりました。

<データ利活用プラットフォーム事業>

データ利活用プラットフォーム事業においては、各ECサイトにおける商品情報を一元管理し、各販売チャネルにおける統一された正確な情報を提供することで、EC業務の効率化と商品価値の最大化を実現する「EBISUPIM（エビス ピム）」の拡販に向けてプロダクトのブラッシュアップや営業体制の強化に取り組みました。この結果、当期において新規受注を獲得し、データ利活用プラットフォーム事業の売上高は698千円（前期は売上高なし）、セグメント損失は58,979千円（前年同期はセグメント損失28,941千円）となりました。

なお、各報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用は721,526千円となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,862,170千円（前年同期比0.1%減）、営業利益は64,721千円（前年同期比67.0%減）、経常利益は54,456千円（前年同期比71.5%減）、当期純利益は34,345千円（前年同期比75.0%減）となりました。

③キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比べ90,647千円減少し、386,660千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは145,496千円の収入（前事業年度は376,305千円の収入）となりました。これは主に減価償却費を231,062千円計上したこと、税引前当期純利益54,456千円を計上したこと、法人税等を104,003千円支払ったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは216,288千円の支出（前事業年度は175,421千円の支出）となりました。これは主にサービス充実を目的とした無形固定資産（自社利用ソフトウェア）の取得による支出201,975千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは19,855千円の支出（前事業年度は30,000千円の支出）となりました。これは主に短期借入金を20,000千円返済したこと等によるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当事業年度における生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上の計上区分	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)	
		金額（千円）	前年同期比（%）
クラウドコマースプラットフォーム事業	システム受託開発	575,326	114.9
データ利活用プラットフォーム事業	システム受託開発	698	—

（注）1. クラウドコマースプラットフォーム事業のシステム運用保守及びその他、ECビジネス成長支援事業に関しましては、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

2. 金額は製造原価によっております。

b. 受注実績

当事業年度における受注実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上の計上区分	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)			
		受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
クラウドコマースプラットフォーム事業	システム受託開発	829,741	65.0	294,528	62.7
データ利活用プラットフォーム事業	システム受託開発	13,132	—	12,434	—

（注）1. クラウドコマースプラットフォーム事業のシステム運用保守及びその他、ECビジネス成長支援事業に関しましては、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

2. 受注高の減少理由はWEBリー드의減少等によるものであります。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績を売上の計上区分別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上の計上区分	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)	
		金額（千円）	前年同期比（%）
クラウドコマースプラット フォーム事業	システム受託開発	961,677	100.9
	システム運用保守	1,746,889	106.4
	その他	23,178	101.9
E C ビジネス成長支援事業	E C 支援サービス	129,725	52.5
データ利活用プラット フォーム事業	システム受託開発	698	—
合計		2,862,170	99.9

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額ならびに開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては過去の実績や現状等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる可能性があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しておりますが、見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

a. 繰延税金資産について

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得に関する予測は、過去の実績等に基づいており、経営環境の変化や税制の変更等によって、課税所得の見積りの変更が必要となる場合には、繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

b. ソフトウェアの会計処理について

当社は、将来の収益獲得または費用削減の効果につながるソフトウェアを開発する場合に、その開発にかかるコストをソフトウェアとして無形固定資産に計上する場合があります。

その場合、見込収益獲得期間または費用削減期間に基づく定額法（5年）により減価償却を実施しております。ただし、当該ソフトウェアの陳腐化や有効性の低下等により、見込んでいた効果が得られないことが明らかになった場合には、費用または損失を計上する可能性があります。

c. 受注損失引当金について

当社は、システム受託開発案件のソフトウェアに関して、開発原価総額が受注契約金額を超える可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、当該開発案件に関して既に計上された損益の金額を控除した残額を、損失が見込まれた期の損失として計上し、受注損失引当金を計上しております。

d. 履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識

当社は、システム受託開発売上について、開発期間がごく短いものを除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の進捗度の見積りの方法は、社内で行ったカスタマイズ作業については、見積総工数に対する実際工数の割合、またアウトソースパートナーへ委託したカスタマイズ作業については、開発を委託した機能のうち、完成した機能の割合により算出しています。

システム受託開発の履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、当初予見ができなかった事象の発生等により、当初見積りに変動が生じる場合があることから、翌事業年度の財務諸表において認識する収益に影響を及ぼす可能性があります。

②経営成績の分析

a. 売上高

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ2,763千円減少し、2,862,170千円（前期比0.1%減）となりました。事業別には、クラウドコマースプラットフォーム事業においては、主に電子商取引の需要増に伴う取引増加により、システム運用保守売上が1,746,889千円（前年同期比6.4%増）と伸長しました。ECビジネス成長支援事業においては、広告運用代行サービスに関して生産性を考慮し、2026年5月期からパートナー企業に委託する取次業務として実施しており、当社が受領する広告出稿運用手数料を売上高として純額計上したことから、売上高が129,725千円（前期比47.5%減）と減少しました。データ統合プラットフォーム事業においては、当期において新規受注を獲得し、売上高が698千円（前期は売上高なし）となりました。

b. 売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は、前事業年度に比べ41,044千円増加し、1,685,130千円（前期比2.5%増）となりました。事業別には、クラウドコマースプラットフォーム事業においては、人材派遣料や業務委託費の増加等に伴い売上原価が1,614,284千円（前期比11.5%増）と増加しました。ECビジネス支援事業においては、広告出稿運用手数料を純額計上したことに伴い、売上原価が66,387千円（前期比66.1%減）と減少しました。この結果、売上総利益は前期に比べ43,808千円減少し、1,177,039千円（前期比3.6%減）となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は、人件費や広告宣伝費の増加等により前事業年度に比べ87,754千円増加し、1,112,317千円（前期比8.6%増）となりました。

この結果、営業利益は64,721千円（前期比67.0%減）となりました。

d. 営業外損益、経常利益

当事業年度における営業外収益は、前事業年度に比べ406千円増加し、903千円（前期比81.7%増）となりました。

当事業年度における営業外費用は、前事業年度に比べ5,381千円増加し、11,169千円（前期比93.0%増）となりました。

この結果、営業外損益は10,265千円の損失となり、経常利益は54,456千円（前期比71.5%減）となりました。

e. 特別損益、当期純利益

当事業年度において特別利益の計上はなく、税引前当期純利益は54,456千円（前期比71.5%減）となりました。また、法人税等20,110千円を計上した結果、当期純利益は34,345千円（前期比75.0%減）となりました。

③財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ①財政状態の状況」をご参照ください。

④キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 （1）経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

⑤経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制の強化、優秀な人材の確保、市場のニーズにあったサービスの展開等により、当社の経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

⑥資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものには、人件費、支払手数料、広告宣伝費等があります。運転資金は、主として内部資金及び借入により調達しております。

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は386,660千円であり、当社の事業を推進していく上で十分な流動性を確保していると考えております。

⑦経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、システム受託開発の受注金額及びシステム運用保守のARPU（顧客単価）を重要な経営指標と位置付けております。システム受託開発の受注金額の多寡は、後のシステム運用保守につながる重要な要素であり、システム運用保守のARPU（顧客単価）は「EBISUMART」の顧客規模を計る重要な指標として認識しております。当事業年度においては、受注金額は829,741千円と減少したものの、月間平均ARPUは416千円と継続して増加し、システム保守の売上高は堅調に推移いたしました。また、クラウドコマースプラットフォーム「EBISUMART」の価値を計る指標としてGMV（流通総額）を参考としており、当事業年度末で204,458,340千円と増加しております。当該目標の達成状況に関して一定の評価をしておりますが、今後も株主価値向上のための経営施策を実施してまいります。

区分	システム受託開発の 受注金額	システム運用保守の 月間平均ARPU（千円）	GMV（千円） （1店舗あたりGMV）
2022年5月期	999,830	292	137,030,875 (354,084)
2023年5月期	910,725	336	148,131,480 (391,882)
2024年5月期	999,101	360	149,700,609 (410,139)
2025年5月期	1,275,779	384	169,704,454 (475,923)
2026年5月期	829,741	416	204,458,340 (584,166)

（注）1. 1店舗あたりGMVは、各期のGMV÷期中平均店舗数で算出しております。

2. 月間平均ARPUは、システム運用保守売上高÷期中平均店舗数÷12で算出しております。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社では、提供するソフトウェアの機能拡張や改善改良、またプロダクトの競争力向上につながる研究開発活動を継続的に行っております。セグメント別の研究開発活動の概要は以下のとおりです。

（クラウドコマースプラットフォーム事業）

当事業年度における、研究開発活動の金額は12,094千円であります。主な内容は最新技術の調査及び導入検討、システムアーキテクチャの検討であります。

（ECビジネス成長支援事業）

当セグメントは研究開発活動を行っておりません。

（データ利活用プラットフォーム事業）

当事業年度における、研究開発活動の金額は39千円であります。主な内容は市場調査及び最適なインフラの検討、システムアーキテクチャの検討であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、当事業年度において208,329千円の設備投資を実施いたしました。セグメントごとの設備投資の主な内訳は、次のとおりであります。

クラウドコマースプラットフォーム事業において、クラウドコマースプラットフォーム「EBISUMART」及び「EBISUMART Enterprise」に対する機能開発に143,411千円の投資を実施いたしました。

データ利活用プラットフォーム事業において、商品データ統合プラットフォーム「EBISU PIM」の開発に58,564千円の投資を実施いたしました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2026年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	クラウドコマースプラットフォーム事業 ECビジネス成長支援事業 データ利活用プラットフォーム事業	本社設備	18,937	7,568	(注4) 644,048	670,554	163

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 金額は帳簿価額であります。
3. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

2026年5月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	従業員数 (人)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都千代田区)	本社事務所	163	77,438

4. ソフトウェア仮勘定の金額を含んでおります。

3【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設

該当事項はありません。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	12,880,000
計	12,880,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （2026年5月31日）	提出日現在発行数（株） （2026年8月19日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,125,700	4,125,700	東京証券取引所 （グロース市場）	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,125,700	4,125,700	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであり、取締役及び使用人に対して付与することを下記株主総会において特別決議されたものであり、当該制度の内容は以下のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	2016年8月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員 14
新株予約権の数（個）※	53
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式5,300（注）1， 5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	120（注）2， 5
新株予約権の行使期間 ※	2018年8月20日から2026年8月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 120 資本組入額 60（注）5
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6

※ 当事業年度の末日（2026年5月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年7月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる数式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、当社が自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において、当社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位を保有している場合に行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。
- ②新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の税引前当期純利益が1億円以上である場合に行使することができる。
- ③新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して新株予約権を行使することはできない。
4. 新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には譲渡することができないものとする。
5. 2020年2月27日開催の取締役会決議により、2020年3月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - ①合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ②吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社
 - ③新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤株式移転
株式移転により設立する株式会社

第4回新株予約権

決議年月日	2017年8月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員 20
新株予約権の数（個）※	104
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式10,400（注）1，5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	120（注）2，5
新株予約権の行使期間 ※	2019年8月16日から2027年8月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 120 資本組入額 60（注）5
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6

※ 当事業年度の末日（2026年5月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年7月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1～6. 「第3回新株予約権」の（注）1～6. に記載のとおりであります。

第5回新株予約権

決議年月日	2018年8月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員 13
新株予約権の数（個）※	21
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式2,100（注）1，5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	120（注）2，5
新株予約権の行使期間 ※	2020年8月22日から2028年8月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 120 資本組入額 60（注）5
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6

※ 当事業年度の末日（2026年5月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年7月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1～6. 「第3回新株予約権」の（注）1～6. に記載のとおりであります。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2022年3月3日 (注)	普通株式 14,600	普通株式 4,006,100	654	393,583	654	277,183
2023年1月10日 ～2023年4月4日 (注)	普通株式 118,300	普通株式 4,124,400	42,016	435,600	42,016	319,200
2025年8月19日 (注)	普通株式 1,300	普通株式 4,125,700	78	435,678	78	319,278

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2026年5月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	18	32	10	21	1,870	1,952	－
所有株式数 （単元）	－	6	1,594	4,515	315	397	34,411	41,238	1,900
所有株式数の割合（％）	－	0.01	3.87	10.95	0.76	0.96	83.44	100.00	－

(注) 自己株式90,024株は「個人その他」に900単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
蕪木 登	東京都文京区	1,380	34.20
株式会社ケイエイビー	千葉県市原市高滝886-141	220	5.45
蕪木 有紀	東京都文京区	200	4.96
株式会社森本店	愛知県一宮市浅野西大土96	140	3.48
インターファクトリー従業員持株会	東京都千代田区富士見二丁目10番2号	128	3.19
松本 栄治	大阪府大阪市西成区	88	2.20
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	80	2.00
兼井 聡	東京都江東区	75	1.86
川端 修三	福岡県宗像市	61	1.51
三石 祐輔	東京都新宿区	45	1.11
計	—	2,418	59.94

(注) 1. 当社は自己株式90,024株を保有しておりますが、上記表からは除いております。
2. 持株比率は自己株式90,024株を除いて計算しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 90,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,033,800	40,338	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,900	—	—
発行済株式総数	4,125,700	—	—
総株主の議決権	—	40,338	—

② 【自己株式等】

2026年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
株式会社インター ファクトリー	東京都千代田区富士見 2丁目10番2号	90,000	—	90,000	2.18
計	—	90,000	—	90,000	2.18

(注) 「自己株式等」の「自己名義所有株式数」及び「所有株式数の合計」の欄に含まれない単元未満株式が24株あります。なお、当該株式は上記①「発行済株式」の「単元未満株式」に含まれております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

①役員・従業員株式所有制度の概要

当社は、役員・従業員等が自社株式を定期的に取得・保有し、中長期的な財産形成の一助となるよう福利厚生を目的として、役員持株会及び従業員持株会制度を導入しております。

②役員・従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

特段の定めは設けておりません。

③当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社の役員・従業員に限定しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	24	11,874
当期間における取得自己株式	—	—

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式数	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	90,024	—	90,024	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、取締役会決議による取得自己株式数および売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

(1) 配当の基本的な方針

当社は、経営成績及び財政状態を勘案して、株主への利益配当を実現することを経営上の重要課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当社は本書提出日現在成長過程にあり、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先して、創業以来無配当としてまいりました。

(2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な考え方

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

(3) 配当の決定機関

配当の決定機関について、中間配当は取締役会であり、期末配当は株主総会であります。

(4) 当事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の用途

当社は、上記(1)の方針に従い、創業以来配当を行っておらず、当事業年度においても剰余金の配当は実施しておりません。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

(5) 中間配当について

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当ができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると共に、透明性及び客観性を高め、健全な事業活動を行っていくことにより企業価値を最大化し、株主、取引先、従業員等のステークホルダーへ利益を還元することができると考えております。変化の激しいIT関連業界においてこれらを実現するため、内部統制の仕組、コンプライアンス体制及びリスク管理体制を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に取り組んでおります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

(i) 取締役会

当社の取締役会は、提出日（2026年8月19日）現在代表取締役である蕪木 登を議長として、6名の取締役（うち社外2名）で構成されております（各取締役の氏名等については、「（2）役員の状況 ①役員一覧」をご参照ください。）。原則として毎月1回、取締役会規程に基づき監査役出席のもと法令・定款に定められた事項のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。また、迅速な意思決定を必要とする場合には、臨時取締役会を開催しております。

(ii) 監査役会

当社の監査役会は、提出日（2026年8月19日）現在常勤監査役（社外）1名と非常勤監査役（社外）2名で構成されております（各監査役の氏名等については、「（2）役員の状況 ①役員一覧」をご参照ください。）。監査役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、取締役会の職務執行等を監査しております。また、常勤監査役からの取締役等の職務執行状況の報告を受け、内部監査担当及び会計監査人と連携することにより、監査に必要な情報の共有を図っております。

(iii) マネージャー会議

マネージャー会議は、取締役及び執行役員、チーム責任者以上の役職者により構成されております。原則として四半期に1回定期的に開催しており、日常業務における問題点の改善、社内業務運営上のルールの制定や改廃、管理職以外の人事に関する事項等についての意思決定を行っております。なお、マネージャー会議には取締役及び常勤監査役も出席しております。また、チーム責任者間で協議するマネージャー会を原則として毎月1回開催し、全社の課題や問題点を自由に話し合い、重要なものについてマネージャー会議に提案しております。

(iv) 内部監査

内部監査は代表取締役の承認により指名された5名の内部監査担当者が内部監査を実施しております。現状内部監査は全部署に対して実施しておりますが、内部監査担当者は自己の所属チーム以外の部署を監査しております。また、毎月1回定例会議（常勤監査役も出席）を行い監査計画の進捗状況を共有するほか、毎年研修を行い各担当者のスキルアップに努めております。内部監査担当者は代表取締役社長に対して監査結果を報告した上で、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

(v) 会計監査

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人より適時適切な監査が実施されております。

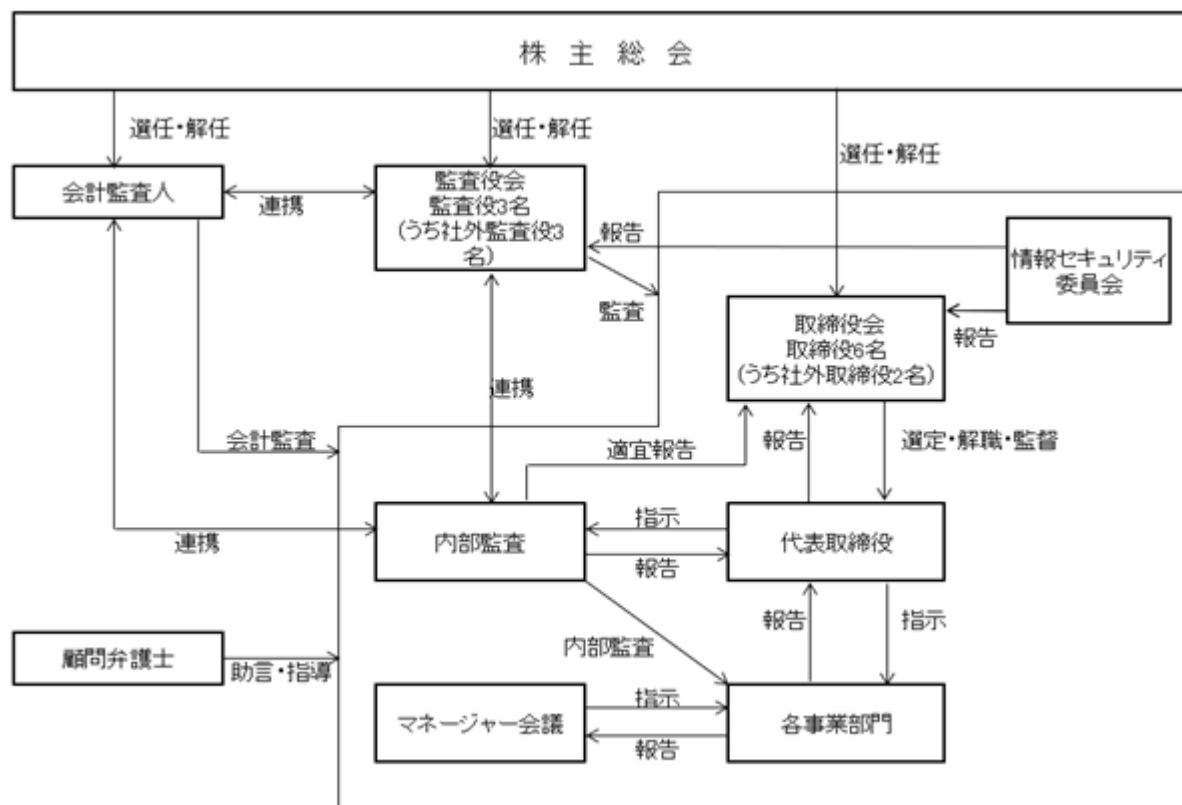
(vi) 情報セキュリティ委員会

当社はクラウド型のサービスを提供していることから、情報セキュリティに関する情報収集及びそれらに対し適時適切な対応を行うため、情報セキュリティ委員会を毎月開催しております。情報セキュリティ委員会は取締役CIOを委員長とし、委員長が必要と認めたメンバーで構成されているほか、常勤監査役も出席しております。また、情報セキュリティレベルを一定以上に保つため、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を継続して取得しております。

(vii) 顧問弁護士

当社は桃尾松尾難波法律事務所と顧問契約を締結し、法律上の問題に関して適切な助言及び指導を受けられる体制を確保しております。

当社の機関・内部統制システムの体制を図示すると、次のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会決議により以下の「内部統制システムに関する基本方針」を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用を行っており、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。基本方針の内容は以下のとおりとなっております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、当社が共有すべきルールや考え方を「インターファクトリーの経営目的と道」として表し、朝礼等において従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続的に行うことにより企業倫理の確立並びに法令、定款及び社内規程遵守の重要性に対する意識を高めます。
- (2) コーポレートディベロップメント部は、コンプライアンス規程に基づきコンプライアンスに関する情報収集及び周知を定期的に行うとともに、コンプライアンス違反の事実が発生した場合には原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行います。
- (3) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。
- (4) 内部監査担当者は、「インターファクトリーの経営目的と道」の周知徹底のための活動を行い、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。
- (5) 当社は、法令並びに社内規程に違反する行為又は会社に著しい損害を与える恐れのある事実を早期に発見、是正することを目的として内部通報制度を構築し、周知徹底します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等の定めに従い、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理します。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行います。
- (2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い者を明確にし、適切に管理します。
- (3) 情報セキュリティに関する基本方針、規則等を定めるとともに「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティに関する情報の取集及び社内への周知徹底を図ります。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、適切なリスク管理を行うため、「リスク管理規程」を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定めます。
- (2) 各部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
- (3) 各部門は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する部門及び内部監査担当者にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役会に報告します。
- (4) 内部監査担当者は、各部門が実施するリスク管理を監査し、体系的かつ効果的に行われるよう問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。
- (5) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、内部監査担当者において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告します。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社に重大なリスクの生じる恐れのある意思決定事項に関してはマネージャー会議にて審議を行ったうえで、社長決裁ないし取締役会決議を行います。
- (2) 業務執行に関しては、取締役及び執行役員の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「執行役員制度」、「業務分掌規程」、「職務権限一覧表」、「稟議規程」等に基づき、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確化します。

5. 従業員のコンプライアンスを確保するための体制

- (1) 従業員が業務を行うにあたり、社内ルールを守り、法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育及び啓発行動を行います。
- (2) 会社組織及び社内各部署における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備します。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

7. 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、当社は、監査役の職務を補助するため、当社の従業員の中から当該業務に従事する従業員を選び、監査役の職務を補助させることができることとします。
- (2) 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとします。

8. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役、執行役員及び従業員が、経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等を、監査役又は監査役会に報告できる体制を構築します。
- (2) 取締役、執行役員及び従業員は、業務又は業績に影響を与える事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき、又はこれらの者から報告を受けた者は報告を受けたとき、監査役又は監査役会に速やかに報告します。
- (3) 前号の報告をした者に対してこれを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社取締役、執行役員及び従業員に周知徹底します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会並びにその他の重要な会議及び委員会に出席するとともに、稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて関係する取締役又は従業員に説明を求めます。
- (2) 内部監査担当者は、内部監査の内容について適時に監査役と打ち合わせるなどして監査役会と緊密に連携を図り、効率的な監査役監査に資するように協調して監査業務を進めます。
- (3) 当社は、監査役から会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、社内の規程に基づき速やかに当該費用の支給を行うものとします。また、担当部門は每期この支給に必要な予算措置を講じるものとします。

10. 反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「反社会的勢力対策規程」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社の取締役及び使用人に対し周知徹底を図ります。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

ロ リスク管理体制の状況

当社は、継続企業の前提として、経営の安定性、健全性の維持を重要な課題と認識しております。リスク回避及びリスク顕在化時の損害の最小化を目的に、「リスク管理規程」を定めるほか、従業員に共有してい

る「インターファクトリーガイドブック」に災害やトラブル発生時の対応手順を明記するなど社内への周知徹底を図っております。また、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の助言を受けることができる体制を整えております。

ハ 取締役の任期

当社は、取締役の任期を2年とする旨を定款に定めております。

ニ 取締役の定数

当社は、取締役の定数を3名以上7名以内とする旨を定款に定めております。

ホ 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

その他、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

ヘ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

ト 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することのできる旨を定款に定めております。

これは機動的な資本政策の遂行を確保するためであります。

リ 取締役の責任免除

当社は、取締役がその職務を行うにあたり、各人の職責を十分に果たすことができるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる旨を定款に定めております。

ヌ 責任限定契約の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役ともに法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ル 取締役の活動状況

当事業年度において取締役会を17回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
蕪木 登	17回	17回
兼井 聡	17回	17回
三石 祐輔	17回	17回
赤荻 隆	17回	17回
鳥山 亜弓	17回	17回
笹川 大介	17回	17回

当社は取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催しております。取締役会における具体的な検討及び報告内容は、代表取締役選定、株主総会招集、決算承認、予算承認、経営戦略、人事戦略、投資戦略、各部の業務遂行状況報告、内部統制報告等であります。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

有価証券報告書提出日(2026年8月19日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長兼CEO	蕪木 登	1973年10月10日生	1998年4月 株式会社システムマネージメント入社 2001年1月 株式会社ケー・ソフト入社 2003年6月 有限会社インターファクトリー設立 2006年7月 株式会社インターファクトリーへ組織変更、代表取締役社長兼CEO就任(現任)	(注)3	1,380,000
取締役	兼井 聡	1977年5月29日生	2001年4月 株式会社アドマップス入社 2001年9月 株式会社ケー・ソフト入社 2006年1月 当社入社 システムソリューション部 部長就任 2006年12月 当社取締役就任(現任) EBISUMART事業担当(現任)	(注)3	75,000
取締役兼CMO	三石 祐輔	1980年7月31日生	2005年4月 トライアックス株式会社入社 2005年9月 ゼンキューブ株式会社設立 代表取締役就任 2008年2月 株式会社エーティーパートナーズ設立 代表取締役就任 2010年12月 株式会社アルトリスト設立 代表取締役就任 2013年3月 当社入社 マネジメントプランニング部 部長就任 2013年3月 当社取締役CMO就任(現任) ECビジネス成長支援事業担当(現任)	(注)3	45,000
取締役兼CFO	赤荻 隆	1966年8月27日生	1989年4月 レンゴー株式会社入社 1991年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任 あずさ監査法人) 入社 1995年4月 公認会計士登録 1998年10月 税理士登録 2004年3月 アーク監査法人(現アーク有限責任監査法人) 社員就任 2013年3月 当社監査役就任 2014年6月 当社コーポレートディベロップメント部 部長就任(現任) 2014年8月 当社取締役兼CFO就任(現任) 管理・財務・情報システム部門担当(現任)	(注)3	35,000
取締役	鳥山 亜弓	1971年3月23日生	1996年11月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入社 2000年4月 公認会計士登録 2010年12月 弁護士登録(東京弁護士会) 準あすか法律事務所入所 2013年7月 千代田国際法律会計事務所開設、所長就任(現任) 2015年8月 セントラル総合開発株式会社 社外取締役就任(現任) 2015年10月 独立行政法人北方領土問題対策協会 監事(非常勤) 就任 2021年8月 当社取締役就任(現任) 2024年7月 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 監事(非常勤) 就任(現任)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	笹川 大介	1957年5月7日生	1981年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1998年4月 日本高速通信株式会社（現KDD I 株式会社）入社 2014年10月 auフィナンシャルサービス株式会社出向 常勤監査役就任 2018年6月 KDD I 株式会社 リスクマネジメント本部監査部マネージャー就任 2018年6月 アイレット株式会社 非常勤監査役就任 2018年6月 国際ケーブル・シップ株式会社（現KDD I ケーブル・シップ株式会社）非常勤監査役就任 2018年6月 株式会社ストリーム 非常勤監査役就任 2018年6月 au損害保険株式会社 非常勤監査役就任 2019年4月 auじぶん銀行株式会社 非常勤監査役就任 2019年6月 KDD I デジタルデザイン株式会社 非常勤監査役就任 2020年3月 株式会社ロイヤリティマーケティング 非常勤監査役就任 2021年4月 auカブコム証券株式会社 社外監査役就任 2022年6月 株式会社ナターシャ 非常勤監査役就任 2023年8月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	加山 宏	1954年4月19日生	1982年7月 東京中小企業家同友会 入社 1986年2月 鈴木電興株式会社（現スズデン株式会社）入社 1999年6月 同社 取締役就任 2008年6月 同社 常勤監査役就任 2014年7月 当社常勤監査役就任（現任）	(注) 4	15,000
監査役	藤田 裕二	1962年5月24日生	1987年4月 東京国税局入局 1992年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社 1998年4月 公認会計士登録 1999年1月 藤田公認会計士事務所設立 所長就任（現任） 2004年3月 アーク監査法人（現アーク有限責任監査法人）設立 社員就任 2014年8月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	南出 浩一	1973年7月28日生	1999年10月 中央監査法人入社 2005年3月 公認会計士登録 2005年7月 能登屋会計事務所入所 2006年4月 南出公認会計士事務所設立 所長就任（現任） 2006年5月 株式会社ループス・コミュニケーションズ入社 2008年6月 アーク監査法人（現アーク有限責任監査法人）社員就任 2013年6月 Mipox株式会社（現 マイボックス株式会社）社外監査役就任（現任） 2014年8月 当社監査役就任（現任） 2014年11月 やまと監査法人設立 代表社員就任	(注) 4	—
計					1,550,000

(注) 1. 取締役鳥山 亜弓氏及び笹川 大介氏は、社外取締役であります。

2. 監査役加山 宏氏及び藤田 裕二氏並びに南出 浩一氏は、社外監査役であります。

3. 2025年8月21日開催の定時株主総会終結の時から、2027年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2023年8月24日開催の定時株主総会終結の時から、2027年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 当社は、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と、各部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は以下の通りであります。

氏名	役職名
水野 謙	執行役員 兼 A I 推進部長
清水 浩晃	執行役員 兼 営業推進本部長

②社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であり、社外監査役は3名であります。

社外取締役及び社外監査役は、監督機能の強化または監査役の監査機能の強化のため、当社にとって重要な位置づけと考えております。社外取締役は議決権を有する取締役会の一員として、審議及び決議に参加することで、取締役会としての監督機能の向上に努めております。また、社外監査役による取締役会における発言は、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献しております。

社外取締役の鳥山亜弓氏は弁護士・公認会計士の資格を有しており、長年にわたる実務経験から企業法務に関する相当程度の知見を有し、当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益な意見や助言をいただくと考え、当社のガバナンス強化と業務執行を監督するうえで適切な人材と判断したことから、当社取締役として選任しております。

社外取締役の笹川大介氏は上場企業での実務経験及び複数企業における監査役としての豊富な経験から、会社経営及びリスクマネジメントに関する相当程度の知見を有し、当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益な意見や助言をいただくと考え、当社のガバナンス強化と業務執行を監督するうえで適切な人材と判断したことから、当社取締役として選任しております。

社外監査役の加山宏氏は、上場企業での豊富な実務経験とともに取締役及び常勤監査役の経験があることに加え、企業監査における幅広い知見を有しており、客観的および専門的な視点より有益な意見や助言をいただくことが期待できることから、当社の持続的な成長と企業価値向上を推進していくためのガバナンス強化に取り組むうえで適切な人材と判断し、社外監査役として選任しております。

社外監査役の藤田裕二氏は公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の意思決定に対し有意な牽制が可能であると判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は藤田公認会計士事務所の所長であります。当社との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役の南出浩一氏は公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の意思決定に対し有意な牽制が可能であると判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は南出公認会計士事務所の所長であります。当社との間には特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的な基準は定めておりませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行い、内部統制システムの整備・運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。また、会計監査人と定期的に意見交換を行い、より実効性の高い監査の実施に努めております。

内部監査は、毎期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門対象とした内部監査を実施しており、より実効性の高い監査体制を実現するため定期的に監査役、会計監査人との意見交換を行っております。また、内部監査の結果については代表取締役社長宛に都度報告するとともに、改善状況に関するフォローアップも行っております。

社外取締役は定期的に監査役と社内管理体制、コンプライアンス、事業活動の状況等について定期的に意見交換を行い情報収集に努めております。

これらの活動により、監督・監査の質的向上及び内部統制の強化を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、社外監査役3名により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。なお、常勤監査役加山宏氏は上場企業での豊富な実務経験とともに上場企業での取締役及び常勤監査役の経験により、企業監査における幅広い知見を有しております。監査役藤田裕二氏及び監査役南出浩一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。各監査役は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。

当事業年度において監査役会を12回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
加山 宏	12回	12回
藤田 裕二	12回	12回
南出 浩一	12回	12回

監査役会は毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行い、内部統制システムの整備・運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。

監査役会の具体的な検討内容としては、事業経営の有効性・適正性・効率性等の観点からの事業計画の進捗状況、取締役の職務遂行の適正性及び取締役会の監督機能の検討、コンプライアンス・リスク管理体制の整備・運用状況、情報開示の適正性等であります。

各監査役は、監査役会で定めた監査方針・業務分担に基づき取締役の職務執行の適法性及び各部署における業務遂行状況等について専門知識及び経験に基づき監査しております。

また、常勤監査役につきましては、取締役会等の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、代表取締役との定期的な面談、会計監査人との定期的な会合、社外取締役との連携等を行うとともに、常勤者として職務遂行上知りえた情報を非常勤監査役と共有し、適切な監査を実施しております。

② 内部監査の状況

当社の業務遂行上のリスクの低減、不正・誤謬の未然防止を図り、合法性、有効性、効率性及び財務報告の信頼性に寄与することを目的とし、代表取締役が任命した内部監査担当者5名(内部監査責任者1名、担当者4名)を設置しております。

内部監査にあたっては毎期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門対象とした内部監査を実施しており、より実効性の高い監査体制を実現するため定期的に監査役、会計監査人との意見交換を行っております。また、内部監査の結果については代表取締役宛に都度報告するとともに、改善状況に関するフォローアップも行っております。

内部監査の実効性を確保するため、内部監査担当者は代表取締役の直属となっており、各部門における内部監査の状況及び結果を代表取締役に直接報告することで、代表取締役が被監査部門に対し適時改善・是正指示が出せる体制としております。また、内部監査の経過及び結果について内部監査責任者が常勤監査役に都度報告、意見交換することで監査役監査及び内部監査が連携するとともに、必要に応じて取締役会にも報告することで、実効性を確保しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

11年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 齋藤 哲

指定有限責任社員・業務執行社員 尾形 隆紀

なお、継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

d. 監査業務における補助者の構成

公認会計士 6名

その他の補助者 10名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針は、独立性、専門性及び品質管理体制等を考慮するものとしております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っています。監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
18,375	—	18,375	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Grant Thornton）に属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、当社の規模及び業務の特性等の要素を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定する方針です。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、当該検証結果を踏まえて、報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の個人別の内容に係る決定方針は、2021年2月17日開催の取締役会にて決議し、2026年3月18日開催の取締役会において改定し、監査役の個人別の内容に係る決定方針は、2026年4月15日開催の監査役会にて決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認するとともに、個々の取締役の具体的な報酬額の相当性について審議しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬を固定報酬である基本報酬と、変動報酬である業績連動報酬により構成します。なお、社外取締役の報酬は、職責の特性上固定報酬のみとし、株主総会で決議された限度額の範囲内で決定します。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、在任中に定期的に支払う月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

3. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社は業績の指標として営業利益を重視しております。これに伴い取締役に対する業績連動報酬につきましては、事業年度末に見込まれる営業利益の額に一定の割合を乗じた額とします。なお、取締役に対する業績連動報酬は、営業利益の額が公表した業績予想値を超えた場合に支払うものとします。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて決定します。

報酬等の種類ごとの比率は、原則として基本報酬：業績連動報酬を9：1程度とし、業績の達成度合いに応じて取締役会で決定します。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する方針

個人別の報酬額については、取締役会において決議します。

6. 監査役報酬の基本方針

各監査役の報酬額は、その役割と独立性の観点から、基本報酬（月額報酬）のみで構成し、株主総会で決議された限度額の範囲内で、監査役会における監査役の協議により決定します。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	106,897	106,897	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	18,760	18,760	—	—	5

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ることを目的とする投資株式を純投資目的である株式として、それ以外の投資株式については、純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は取引先との関係強化を目的として、中長期的に当社の企業価値向上に資すると判断した場合には、他社の株式を保有することがあります。保有する株式については、年に一度、投資先の業績状況などを確認し投資の経済合理性を判断するとともに、投資先との関係性等から保有目的が適切であることを検証し、保有の適否を総合的に判断することとしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	4,908

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株) ジグザグ	13,230	4,410	営業取引の関係強化を目的に株式を保有しております。当事業年度中に同社が株式分割したため株式数が増加しております。	無し
	4,908	9,181		

(注) 銘柄の定量的な保有効果については記載が困難であるため、記載しておりません。なお、保有の合理性につきましては、リターンとリスクや当社との取引関係等を総合的に勘案し検証しており、保有の合理性があると判断しております。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

①人材の育成に関する方針

当社は、従業員一人ひとりの自律的な成長と専門性の向上を支援しております。現場の力量向上に向けては、スキルマップの作成・共有によるスキルの可視化や、専門資格取得の推奨を行っております。具体的な教育制度として、自己啓発支援制度や資格取得支援制度に加え、師弟制度およびメンター制度を導入し、きめ細やかなサポート体制を構築しております。

また、異動に関する自己申告制度の導入や、新規事業の展開に合わせた活躍の場の提供により、従業員の主体的なキャリア形成を支援しております。なお、人事評価においては、上長による恣意的な評価を排除し、多角的な視点から公平かつ納得性の高い評価を行うため、360度評価を導入し、従業員の更なる成長を促しております。

②従業員への給与の額及び内容の決定に関する方針

当社における従業員の給与につきましては、個人の能力や成果に報いるとともに、公平かつ透明性の高い処遇を実現することを基本方針としております。基本給および昇給の額につきましては、年1回実施する人事考課に基づいて決定しております。評価の実施にあたっては、上記「①人材の育成に関する方針」に記載のとおり、360度評価の要素を取り入れることで特定の評価者による恣意的な判断を極力排除しております。さらに、最終的な評価・処遇の決定においては、部門長間で構成される人事考課会議における協議を経ることで、客観性および従業員の納得性の確保に努めております。また、賞与につきましては、会社の業績と従業員の貢献との連動性を高め、業績向上への意欲を喚起するため、あらかじめ定めた業績連動の基準をもとに支給額を決定しております。

③社内環境整備に関する方針

当社は、多様な人材がライフステージに合わせて柔軟に働けるよう、フレックスタイム制、リモートワーク、遠隔地勤務等の体制を整備しております。組織運営においては、各従業員が一定の裁量と責任を持つ「ティール組織」の概念を導入し、心理的安全性と主体性を重んじる風土づくりを進めております。社内コミュニケーションの活性化に向けては、コミュニケーション奨励金の支給や年1回の社内表彰制度を実施し、従業員エンゲージメントの向上を図っております。

さらに福利厚生面においては、従業員の中長期的な生活の安定と資産形成を支援するため、確定拠出年金制度および従業員持株会制度を導入し、安心して長く働ける環境の充実に取り組んでおります。

(2)【従業員の状況】

① 提出会社の状況

2026年5月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （％）
163（25）	35.6	6.6	6,736,794	3.3

セグメントの名称	従業員数（名）
クラウドコマースプラットフォーム事業	105 (21)
ECビジネス成長支援事業	7 (1)
データ利活用プラットフォーム事業	9 (2)
全社	42 (1)
合計	163 (25)

（注）1. 従業員数は就業人員（休職者を含む）であり、臨時従業員数（パートタイマー、アルバイト、派遣社員）は、（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社は、管理部門及び営業部門の従業員です。

② 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

③ 使用人等のみに対して付与した新株予約権の内容

当社は、使用人等のみに対する新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

④ 管理職に占める女性労働者の割合及び男性労働者の育児休業取得率

当事業年度	
管理的地位に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1.	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2、3
8.7	100.0

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものです。
2. 男性労働者の育児休業取得率は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。
3. 当社は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づく男性労働者の育児休業取得率について、公表義務の対象ではないものの任意で記載を行っております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年6月1日から2026年5月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナー等に積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 5 月31日)	当事業年度 (2026年 5 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	477,307	386,660
電子記録債権	9,591	13,970
売掛金及び契約資産	※ 3 719,764	※ 3 675,627
仕掛品	※ 1 14,749	※ 1 21,658
貯蔵品	46	72
前払費用	107,005	107,032
未収還付法人税等	—	23,283
その他	2,493	4,709
貸倒引当金	△311	△184
流動資産合計	1,330,648	1,232,832
固定資産		
有形固定資産		
建物	30,429	40,354
減価償却累計額	△18,880	△21,417
建物（純額）	11,548	18,937
工具、器具及び備品	72,902	79,256
減価償却累計額	△66,130	△71,687
工具、器具及び備品（純額）	6,772	7,568
リース資産	1,014	1,014
減価償却累計額	△1,014	△1,014
リース資産（純額）	—	—
有形固定資産合計	18,320	26,505
無形固定資産		
ソフトウェア	640,730	616,124
ソフトウェア仮勘定	24,309	27,923
無形固定資産合計	665,040	644,048
投資その他の資産		
投資有価証券	9,181	4,908
敷金	71,688	81,094
繰延税金資産	16,184	2,330
その他	5,269	4,839
貸倒引当金	△2,839	△2,839
投資その他の資産合計	99,484	90,332
固定資産合計	782,846	760,886
資産合計	2,113,494	1,993,719

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 5 月31日)	当事業年度 (2026年 5 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	59,097	53,035
短期借入金	※ 2 370,000	※ 2 350,000
未払金	100,415	120,359
未払費用	186,476	166,358
未払法人税等	80,916	2,668
未払消費税等	51,875	16,077
前受金	50,923	29,599
預り金	18,620	20,252
流動負債合計	918,324	758,351
固定負債		
資産除去債務	13,509	23,491
固定負債合計	13,509	23,491
負債合計	931,833	781,842
純資産の部		
株主資本		
資本金	435,600	435,678
資本剰余金		
資本準備金	319,200	319,278
利益剰余金		
利益準備金	648	648
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	464,868	499,214
利益剰余金合計	465,516	499,862
自己株式	△46,980	△46,991
株主資本合計	1,173,336	1,207,826
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,323	4,050
評価・換算差額等合計	8,323	4,050
純資産合計	1,181,660	1,211,877
負債純資産合計	2,113,494	1,993,719

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
売上高	※1 2,864,934	※1 2,862,170
売上原価	※2 1,644,086	※2 1,685,130
売上総利益	1,220,847	1,177,039
販売費及び一般管理費		
役員報酬	124,696	125,657
給料及び手当	389,910	413,281
減価償却費	2,629	3,191
広告宣伝費	152,784	200,633
プリセールス費	68,658	62,486
貸倒引当金繰入額	311	87
その他	285,573	306,978
販売費及び一般管理費合計	※3 1,024,563	※3 1,112,317
営業利益	196,284	64,721
営業外収益		
受取利息	136	573
雑収入	321	329
その他	39	—
営業外収益合計	497	903
営業外費用		
支払利息	5,669	6,682
雑損失	—	4,414
その他	118	72
営業外費用合計	5,787	11,169
経常利益	190,994	54,456
税引前当期純利益	190,994	54,456
法人税、住民税及び事業税	69,277	6,256
法人税等調整額	△15,853	13,854
法人税等合計	53,424	20,110
当期純利益	137,570	34,345

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)		当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	注 1	811,343	42.9	894,587	45.7
II 外注費		280,318	14.8	364,918	18.6
III 経費		799,439	42.3	699,541	35.7
当期総製造費用		1,891,100	100.0	1,959,047	100.0
期首仕掛品棚卸高		14,726		14,749	
合計		1,905,826		1,973,797	
期末仕掛品棚卸高		14,749		21,658	
当期製品製造原価	注 2	1,891,077		1,952,138	
他勘定振替高		246,990		267,007	
当期売上原価		1,644,086		1,685,130	

原価計算の方法

当社の原価計算はプロジェクト別の個別原価計算によっております。

(注) ※ 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
サーバー費 (千円)	243,628	241,892
地代家賃 (千円)	54,096	54,746

※ 2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定 (千円)	167,176	201,975
その他 (千円)	79,814	65,031
合計 (千円)	246,990	267,007

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計					
				繰越利益 剰余金						
当期首残高	435,600	319,200	648	327,298	327,946	△46,980	1,035,766	—	—	1,035,766
当期変動額										
当期純利益	—	—	—	137,570	137,570	—	137,570	—	—	137,570
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	8,323	8,323	8,323
当期変動額合計	—	—	—	137,570	137,570	—	137,570	8,323	8,323	145,893
当期末残高	435,600	319,200	648	464,868	465,516	△46,980	1,173,336	8,323	8,323	1,181,660

当事業年度（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計					
				繰越利益 剰余金						
当期首残高	435,600	319,200	648	464,868	465,516	△46,980	1,173,336	8,323	8,323	1,181,660
当期変動額										
新株の発行（新株予約権 の行使）	78	78	—	—	—	—	156	—	—	156
当期純利益	—	—	—	34,345	34,345	—	34,345	—	—	34,345
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△11	△11	—	—	△11
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	△4,273	△4,273	△4,273
当期変動額合計	78	78	—	34,345	34,345	△11	34,489	△4,273	△4,273	30,216
当期末残高	435,678	319,278	648	499,214	499,862	△46,991	1,207,826	4,050	4,050	1,211,877

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	190,994	54,456
減価償却費	201,795	231,062
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	311	△127
受取利息	△136	△573
支払利息	5,669	6,682
売上債権の増減額 (△は増加)	△133,707	39,757
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△23	△6,909
仕入債務の増減額 (△は減少)	△25,348	△6,061
未払金の増減額 (△は減少)	25,090	18,498
未払費用の増減額 (△は減少)	63,128	△20,123
前受金の増減額 (△は減少)	47,154	△21,324
未払消費税等の増減額 (△は減少)	2,518	△35,798
その他	△3,433	△3,934
小計	374,013	255,604
利息の受取額	136	573
利息の支払額	△5,602	△6,678
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	7,757	△104,003
営業活動によるキャッシュ・フロー	376,305	145,496
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△8,204	△4,907
無形固定資産の取得による支出	△167,176	△201,975
敷金の差入による支出	△41	△9,405
投資活動によるキャッシュ・フロー	△175,421	△216,288
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△30,000	△20,000
自己株式の取得による支出	—	△11
新株予約権の行使による株式の発行による収入	—	156
財務活動によるキャッシュ・フロー	△30,000	△19,855
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	170,883	△90,647
現金及び現金同等物の期首残高	306,424	477,307
現金及び現金同等物の期末残高	※ 477,307	※ 386,660

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

(2) 棚卸資産

仕掛品及び貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 3～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。なお、当該引当金はこれに対応する仕掛品と相殺表示しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

クラウドコマースプラットフォーム事業において、主に、自社開発のクラウドコマースプラットフォームに関するシステム受託開発及びシステム運用保守サービスを行っております。

E Cビジネス成長支援事業においては、主に、E C事業におけるコンサルティングや各種広告運用代行を行っております。

(2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点

クラウドコマースプラットフォーム事業におけるシステム受注開発売上について、開発期間がごく短いものを除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、一時点で充足される履行義務は役務提供完了または開発完了時に収益を認識しております。なお、履行義務の進捗度の見積りの方法は、社内では実施したカスタマイズ作業については、見積総工数に対する実際工数の割合、またアウトソースパートナーへ委託したカスタマイズ作業については、開発を委託した機能のうち、完成した機能の割合により算出しています。

E Cビジネス成長支援事業は、役務提供完了時点において収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
一定の期間にわたり認識した収益	609,250	597,955
当事業年度末において未完成の システム受託開発について認識した収益	230,874	216,166

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、システム受託開発売上について、開発期間がごく短いものを除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の進捗度の見積りの方法は、社内で実施したカスタマイズ作業については、見積総工数に対する実際工数の割合、またアウトソースパートナーへ委託したカスタマイズ作業については、開発を委託した機能のうち、完成した機能の割合により算出しています。

システム受託開発においては、案件ごとに顧客要望によって仕様が様々であることから、画一的な判断を行うことが困難であり、また、過去の経験等の判断を要する面もあり、履行義務の充足に係る進捗度の見積りには一定の仮定が伴います。

システム受託開発の履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、当初予見できなかった事象の発生等により、当初見積りに変動が生じる場合があることから、翌事業年度の財務諸表において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

2. ソフトウェアの評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
ソフトウェア	640,730	616,124
ソフトウェア仮勘定	24,309	27,923
合計	665,040	644,048

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、各セグメントにおける概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、資産のグルーピングを行っております。自社開発のソフトウェアについて、将来の収益獲得又は費用削減が見込まれると判断したものを無形固定資産に計上しており、当事業年度及び前事業年度におけるセグメント毎の計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

セグメントの名称	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
クラウドコマースプラットフォーム事業	596,240	535,634
データ利活用プラットフォーム事業	68,800	108,413
合計	665,040	644,048

ソフトウェアの減損の検討に当たっては、上記区分を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。また、事業計画を基に将来の収益獲得額を見積り、利用可能期間である5年間における投資に対する回収可能性を基に資産性を評価しております。そのため、受注状況が事前に策定した事業計画と著しく乖離し、投資に対する回収可能性が低いと判断された場合、ソフトウェアを減損する可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

2. 後発事象に関する会計基準等

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取り扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首より適用します。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

- ※1 損失の発生が見込まれる受注契約に係る仕掛品は、これに対応する受注損失引当金と相殺表示しております。受注損失引当金に対応する仕掛品の額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
仕掛品に係るもの	244千円	4,113千円

- ※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
当座貸越極度額の総額	550,000千円	550,000千円
借入実行残高	370,000	350,000
差引額	180,000	200,000

- ※3 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）（3）①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(損益計算書関係)

- ※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）」（1）. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- ※2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
	244千円	4,113千円

- ※3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
	7,449千円	12,133千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,124,400	—	—	4,124,400
合計	4,124,400	—	—	4,124,400
自己株式				
普通株式	90,000	—	—	90,000
合計	90,000	—	—	90,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	4,124,400	1,300	—	4,125,700
合計	4,124,400	1,300	—	4,125,700
自己株式				
普通株式 (注) 2	90,000	24	—	90,024
合計	90,000	24	—	90,024

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,300株は、新株予約権の行使による増加1,300株であります。

2. 自己株式の増加24株は単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当事業年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)
現金及び預金勘定	477,307千円	386,660千円
現金及び現金同等物	477,307	386,660

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産・・・本社事務所の複合機であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関からの借り入れによる方針であります。当社はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
敷金は、事務所の賃貸契約における保証金であります。
営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。
借入金は運転資金の確保等を目的として調達したものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、請求担当部門が取引先の状況を常にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社の経理部門において適時に資金繰計画を作成・変更し、手許流動性を一定額以上に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金は現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また電子記録債権、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	9,181	9,181	—
(2) 敷金	71,688	58,234	△13,454
資産計	80,870	67,415	△13,454

当事業年度（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	4,908	4,908	—
(2) 敷金	81,094	56,378	△24,715
資産計	86,002	61,286	△24,715

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	477,307	—	—	—
電子記録債権	9,591	—	—	—
売掛金及び契約資産	719,764	—	—	—
敷金	—	71,688	—	—
合計	1,206,663	71,688	—	—

当事業年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	386,660	—	—	—
電子記録債権	13,970	—	—	—
売掛金及び契約資産	675,627	—	—	—
敷金	—	81,094	—	—
合計	1,076,258	81,094	—	—

(注) 2. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	9,181	—	—	9,181

当事業年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	4,908	—	—	4,908

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	58,234	—	58,234

当事業年度（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	56,378	—	56,378

（注）時価の算出に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度9,003千円、当事業年度8,712千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2016年 第3回新株予約権	2017年 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員14名	従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式16,400株	普通株式16,000株
付与日	2016年8月19日	2017年8月18日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自2018年8月20日 至2026年8月16日	自2019年8月16日 至2027年8月15日

	2018年 第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式9,100株
付与日	2018年8月22日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自2020年8月22日 至2028年8月21日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。また、2020年3月16日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使条件に記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2026年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2016年 第3回新株予約権	2017年 第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	5,300	10,400
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	5,300	10,400

	2018年 第5回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前事業年度末	2,100
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	2,100

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年 第3回新株予約権	2017年 第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	120	120
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	2018年 第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	120
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、純資産方式及び類似業種比準方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 4,307千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
—千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	964千円	953千円
資産除去債務	4,136	7,386
受注損失引当金	74	1,296
会員権評価損	1,224	1,260
投資有価証券評価損	2,798	2,880
未払賞与	9,703	3,865
未払事業税	6,077	1,449
その他	4,865	2,980
繰延税金資産小計	29,845	22,072
評価性引当額	△12,171	△15,617
繰延税金資産合計	17,674	6,455
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△1,490	△4,125
繰延税金負債合計	△1,490	△4,125
繰延税金資産の純額	16,184	2,330

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.54	1.98
住民税均等割	0.28	0.97
評価性引当額の増減	0.05	5.51
賃上げ促進税制による税額控除額	—	△1.86
その他	△3.51	△0.29
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.97	36.93

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年6月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要
本社事務所の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から14年と見積り、当事業年度に取得したものの割引率は2.1%、前事業年度以前に取得したものは0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当事業年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)
期首残高	13,509千円	13,509千円
見積りの変更による増加額 (注)	—	9,981
期末残高	13,509	23,491

(注) 当事業年度において、本社事務所の賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、原状回復費用に関する新たな情報を入手したことに伴い、見積りの変更を行いました。当該見積りの変更による増加額9,981千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりです。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、第5 経理の状況 注記事項 （重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	343,906	475,394
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	475,394	451,815
契約資産（期首残高）	228,856	253,961
契約資産（期末残高）	253,961	237,782
契約負債（期首残高）	3,768	50,923
契約負債（期末残高）	50,923	29,599

契約資産は、主にシステム受託開発における、進捗度に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。契約負債は、主にシステム受託開発及び保守サービスにおける顧客から受領した前受金であります。

前事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,768千円であります。また、前事業年度における契約負債の増加理由は、前受金を受け取る契約条件の案件数が増加したことによるものです。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、前事業年度に認識した収益はありません。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は50,923千円であります。また、当事業年度における契約負債の減少理由は、前受金を受け取る契約条件の案件数が減少したことによるものです。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な契約はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、EBISUMARTをはじめとしたECサイト構築・運用サービスを主に提供する「クラウドコマースプラットフォーム事業」、お客様のECビジネスを支援する「ECビジネス成長支援事業」、様々なデータの統合及び活用を支援する「データ利活用プラットフォーム事業」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	財務諸表 計上額 (注2)
	クラウドコマースプラットフォーム事業	ECビジネス成長支援事業	データ利活用プラットフォーム事業	合計		
売上高						
一時点で移転される財	2,008,461	247,222	—	2,255,684	—	2,255,684
一定の期間にわたり移転される財	609,250	—	—	609,250	—	609,250
顧客との契約から生じる収益	2,617,711	247,222	—	2,864,934	—	2,864,934
外部顧客への売上高	2,617,711	247,222	—	2,864,934	—	2,864,934
セグメント間の内部売上高又は振替高	△100	100	—	—	—	—
計	2,617,611	247,322	—	2,864,934	—	2,864,934
セグメント利益又は損失(△)	867,505	△12,683	△28,941	825,880	△629,596	196,284
セグメント資産	1,366,655	28,247	68,800	1,463,703	649,791	2,113,494
その他の項目						
減価償却費	185,216	—	8,283	193,500	8,295	201,795

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△629,596千円は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失(△)の合計額は、損益計算書の営業利益と一致しております。

3. セグメント資産の調整額649,791千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

4. その他の項目の調整額の減価償却費8,295千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

当事業年度（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注1)	財務諸表 計上額 (注2)
	クラウドコ マースプラッ トフォーム事 業	E Cビジネス 成長支援事業	データ利活用 プラット フォーム事業	合計		
売上高						
一時点で移転される財	2,134,489	129,725	—	2,264,214	—	2,264,214
一定の期間にわたり移転 される財	597,256	—	698	597,955	—	597,955
顧客との契約から生じる 収益	2,731,745	129,725	698	2,862,170	—	2,862,170
外部顧客への売上高	2,731,745	129,725	698	2,862,170	—	2,862,170
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	2,731,745	129,725	698	2,862,170	—	2,862,170
セグメント利益又は損失 (△)	840,868	4,359	△58,979	786,248	△721,526	64,721
セグメント資産	1,274,468	27,086	109,182	1,410,736	582,982	1,993,719
その他の項目						
減価償却費	204,017	—	18,950	222,968	8,094	231,062

- (注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△721,526千円は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。
2. セグメント利益又は損失(△)の合計額は、損益計算書の営業利益と一致しております。
3. セグメント資産の調整額582,982千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。
4. その他の項目の調整額の減価償却費8,094千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	システム受託開発	システム運用保守	その他	合計
外部顧客への売上高	952,970	1,641,902	270,061	2,864,934

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が無いため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	システム受託開発	システム運用保守	その他	合計
外部顧客への売上高	962,376	1,746,889	152,904	2,862,170

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が無いため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年6月1日 至 2026年5月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
1株当たり純資産額	292円90銭	300円29銭
1株当たり当期純利益	34円10銭	8円51銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	33円97銭	8円48銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たりの当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
(1) 1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	137,570	34,345
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	137,570	34,345
普通株式の期中平均株式数(株)	4,034,400	4,035,462
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	15,253	13,011
(うち新株予約権(株))	15,253	13,011
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	30,429	9,925	—	40,354	21,417	2,537	18,937
工具、器具及び備品	72,902	6,353	—	79,256	71,687	5,557	7,568
リース資産	1,014	—	—	1,014	1,014	—	—
有形固定資産計	104,346	16,279	—	120,625	94,119	8,094	26,505
無形固定資産							
ソフトウェア	1,219,508	198,361	—	1,417,870	801,745	222,968	616,124
ソフトウェア仮勘定	24,309	201,975	198,361	27,923	—	—	27,923
無形固定資産計	1,243,818	400,337	198,361	1,445,793	801,745	222,968	644,048

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物の増加額9,925千円は本社原状回復費用の見積りの変更による資産除去債務の増加によるものであります。

工具、器具及び備品の増加額6,353千円は、主にノートパソコンの取得によるものであります。

ソフトウェアの増加額198,361千円は、クラウドコマースプラットフォーム「EBISUMART」及び「EBISUMART Enterprise」、データ利活用プラットフォーム「EBISU PIM」に対する機能改良の完了によるものであります。

ソフトウェア仮勘定の増加額201,975千円は、クラウドコマースプラットフォーム「EBISUMART」及び「EBISUMART Enterprise」、データ利活用プラットフォーム「EBISU PIM」に対する機能改良によるものであります。

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定の減少額198,361千円は、クラウドコマースプラットフォーム「EBISUMART」及び「EBISUMART Enterprise」、データ利活用プラットフォーム「EBISU PIM」に対する機能改良の完了によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	370,000	350,000	2.06	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
合計	370,000	350,000	—	—

（注）平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金（流動）	311	184	311	—	184
貸倒引当金（固定）	2,839	—	—	—	2,839
受注損失引当金	244	4,113	244	—	4,113

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	310
預金	
普通預金	386,349
小計	386,660
合計	386,660

ロ. 電子記録債権

相手先	金額（千円）
株式会社西松屋チェーン	13,970
合計	13,970

ハ. 売掛金及び契約資産

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社ポニーキャニオン	120,619
日本酸素株式会社	41,919
株式会社リロクラブ	33,132
フジッコ株式会社	19,902
株式会社バンダイナムコアミューズメントラボ	18,355
その他	441,697
合計	675,627

売掛金及び契約資産の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
719,764	4,067,049	4,111,185	675,627	85.9	62.6

ニ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
受託開発仕掛品	21,658
合計	21,658

ホ. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
切手、印紙	72
合計	72

ヘ. 前払費用

品目	金額 (千円)
クラスメソッド株式会社	55,615
その他	51,416
合計	107,032

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社はばたーく	14,336
株式会社スタジオディテイルズ	8,823
forest株式会社	7,260
FORSQUARE株式会社	4,560
株式会社プライム・アイ	4,350
その他	13,705
合計	53,035

ロ. 借入金

相手先	金額 (千円)
株式会社三井住友銀行	150,000
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社りそな銀行	100,000
合計	350,000

ハ. 未払金

相手先	金額 (千円)
クラスメソッド株式会社	60,068
その他	60,291
合計	120,359

二、未払費用

相手先	金額（千円）
給与及び役員報酬	101,220
法定福利費	26,213
その他	38,923
合計	166,358

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高（千円）	1,399,826	2,862,170
税引前中間（当期） 純利益（千円）	43,003	54,456
中間（当期）純利益 （円）	27,811	34,345
1株当たり中間（当 期）純利益（円）	6.89	8.51

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日から3か月以内
基準日	毎年5月31日
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日 毎年11月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告により行うこととしております。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.interfactory.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度第22期（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）2025年8月20日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年8月20日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第23期中（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）2026年1月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定
に 基づく臨時報告書 2025年8月22日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年8月19日

株式会社インターファクトリー

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

齋藤 哲

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

尾形 隆紀

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターファクトリーの2025年6月1日から2026年5月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターファクトリーの2026年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

システム受託開発に係る進捗度の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
【注記事項】（重要な会計上の見積り）１．履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識に記載のとおり、会社はシステム受託開発サービスに係る履行義務は、一定の期間にわたり充足されると判断しており、開発期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に基づき収益を認識している。 当事業年度において、履行義務の充足に応じて一定の期間にわたり収益認識した金額は597,955千円であり、また当事業年度末の契約資産の残高は237,782千円である。 会社は、システム受託開発サービスに係るカスタマイズ作業を、社内又はアウトソースパートナーへの委託により実施しており、履行義務の充足に係る進捗度については、それぞれ下記のとおり見積っている。 ・社内で行ったカスタマイズ作業については、見積総工数に対する実際工数の割合 ・アウトソースパートナーへ委託したカスタマイズ作業については、開発を委託した機能のうち、完成した機能の割合 システム受託開発サービスの履行義務の充足に係る進捗度は、専門的な知識と経験に基づく開発責任者の見積りの要素が伴うことから、不確実性が存在する。 さらに、システム受託開発サービスは、顧客の要望に応じてカスタマイズ作業を実施することから、案件ごとの個別性が強く、不確実性は高くなる。 以上から、当監査法人は、システム受託開発売上高に係る進捗度の見積りの合理性が、当事業年度の監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、システム受託開発売上高に係る進捗度の見積りの合理性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。 （１）履行義務の充足に係る進捗度の見積りに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性について、特に以下に焦点を当てて評価した。 ・アウトソースパートナーへ委託したカスタマイズ作業について、開発を委託した機能のうち、完成した機能の割合に関する評価の適切性を担保するための統制 （２）前事業年度末時点で進行中であり、当事業年度中に完了したシステム受託開発サービスについて、契約締結時点の作業工数の見積りと実際工数とを比較し、その差異の内容を検討することにより、見積りの精度を評価した。 （３）当事業年度末時点で進行中であるシステム受託開発サービスを対象に、以下の手続を実施した。 ・会社の管理表の更新記録等を閲覧することにより、作業工数の見積りに影響を及ぼす事項の有無を確かめた。 ・勤怠管理システムで記録された工数と進捗度を計算する際に用いた工数の整合性を検証した。 ・アウトソースパートナーへ委託したカスタマイズ作業について、ITの領域において専門知識を有する者を関与させ、完成した機能に関するテスト結果報告書等の成果物を査閲した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社インターファクトリーの2026年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社インターファクトリーが2026年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。